

第4期大洗町障害者計画

第7期大洗町障害福祉計画

第3期大洗町障害児福祉計画

～障害のある人が住み慣れた地域で安心して

いきいきとした生活を送ることができるまち～

令和6年3月

大洗町

は じ め に

本町では、平成30年度に「第3期大洗町障害者計画・第5期大洗町障害福祉計画・第1期大洗町障害児福祉計画」を、令和3年度に「第6期大洗町障害福祉計画・第2期大洗町障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も共に地域社会の中で普通の生活を営み、自己実現のできるまち」を理念として各種障害者施策の推進に取り組んでまいりました。

また、令和3年には「第6次大洗町総合計画」を策定し、将来都市像「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」の実現に向けた取組を推進しており、福祉分野では誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいや役割を持ちながら生活できる「地域共生社会」の実現を目指しています。



町内の現状をみると、特別な支援を必要とする子どもの数が年々増加しており、一人ひとりの特性や希望に応じた支援や教育を受けるための体制の整備が求められています。また、地域における課題が多様化する中で、情報提供や相談体制について一層の充実が求められている所です。

さらに、国においては、障害者の一層の社会参画に向けた法整備が進んでおり、町においても機会の確保とともに、住民一人ひとりへの意識啓発が必要です。

こうした町の現状や国の動向を踏まえ、令和6年度を初年度とする「第4期大洗町障害者計画・第7期大洗町障害福祉計画・第3期大洗町障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、総合計画の理念を踏襲し、「障害のある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるまち」を基本理念に掲げ、障害のある人が地域の支え合いの中で生きがいや役割を持って暮らせるまちづくりを推進してまいります。

本計画を推進していくためには、今後も地域や関係機関の皆様、行政が一体となって取り組む必要があります。引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「大洗町障害者計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました住民の皆様に厚く感謝申し上げます。

大洗町長 國井 豊

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付けと期間	3
3. 計画の策定体制	5
第2章 障害のある人を取り巻く現状	6
1. 統計からみた大洗町の概況	6
2. サービスの実施状況	13
3. アンケート調査の結果	15
第3章 第4期大洗町障害者計画	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	25
3. 施策の体系	27
4. 計画の推進体制	28
5. 施策の方向性	29
第4章 第7期大洗町障害福祉計画 第3期大洗町障害児福祉計画	50
1. 令和8年度までの成果目標	50
2. 障害福祉サービスの見込み量と確保方策	59
3. 障害児通所支援等の見込み量と確保方策	66
4. 地域生活支援事業の見込み量と確保方策	69
資料編	73

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と趣旨

大洗町（以下「本町」という。）では、平成30年度に「第3期大洗町障害者計画・第5期大洗町障害福祉計画・第1期大洗町障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も共に地域社会の中で普通の生活を営み、自己実現のできるまち」を計画の理念に掲げ、取組を進めてきました。

また、令和3年度には「第6期大洗町障害福祉計画・第2期大洗町障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供におけるニーズの多様化への対応や、質の向上に関する取組を進めてきました。

この間、国においては、令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」を改正する法律が成立し、これまで努力義務とされてきた民間事業者等による合理的配慮^{※1}の提供が法的義務となりました。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年、一部は令和元年に施行）や、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）」（令和元年）の施行等、障害者の一層の社会参加に向けた法制度の整備が進められてきました。

さらに、障害者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」（令和4年）の施行等、様々な形で情報の取得・利用等を支援するための法律も整備されています。

本町では、令和3年を初年度とする「第6次大洗町総合計画」を策定し、「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」を将来像として、住民の思いや痛み等に寄り添い、一人ひとりの住民が主役になるまちづくりを進めています。

総合計画の中で、障害福祉分野においては「障害のある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるまち」を目指す姿としており、また、福祉分野全体においては誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいや役割を持ちながら生活できる「地域共生社会」の実現を目指すことを掲げています。

新たな国の障害者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町において障害のある人がいきいきとした生活を送るまちづくりや、役割を持ちながら共生する社会づくりに向けた取組の推進に向けて、「第4期大洗町障害者計画・第7期大洗町障害福祉計画・第3期大洗町障害児福祉計画」を策定します。

※1 合理的配慮：障害のある人の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと

■障害者関連法整備の主な動き

年度	関連法令	概要
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	(通称：読書バリアフリー法) ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和2年	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	・障害者の活躍の場の拡大に関する措置 ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 ※一部の内容は令和元年に施行
令和3年	医療的ケア児 ^{※2} 及びその家族に対する支援に関する法律	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	(通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) ・障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和5年	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	・週 20 時間未満で働く精神障害者等について、法定雇用率 ^{※3} の算定対象に加える ・障害者雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化
令和6年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(改正法施行予定)	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(改正法施行予定)	・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・障害者の多様な就労ニーズへの対応(「就労選択支援」の創設) ・障害者等の希望する生活の実現

※2 医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと

※3 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の従業員数を上回る規模の企業に対して、障害のある人(身体・知的・精神)の雇用を一定の割合以上で雇用する義務があり、この割合のことを法定雇用率という。

2. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づく、障害者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく、障害福祉サービスや障害児福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」の性質を併せ持つ計画です。

① 市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取組を示すものです。

障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 市町村障害児福祉計画

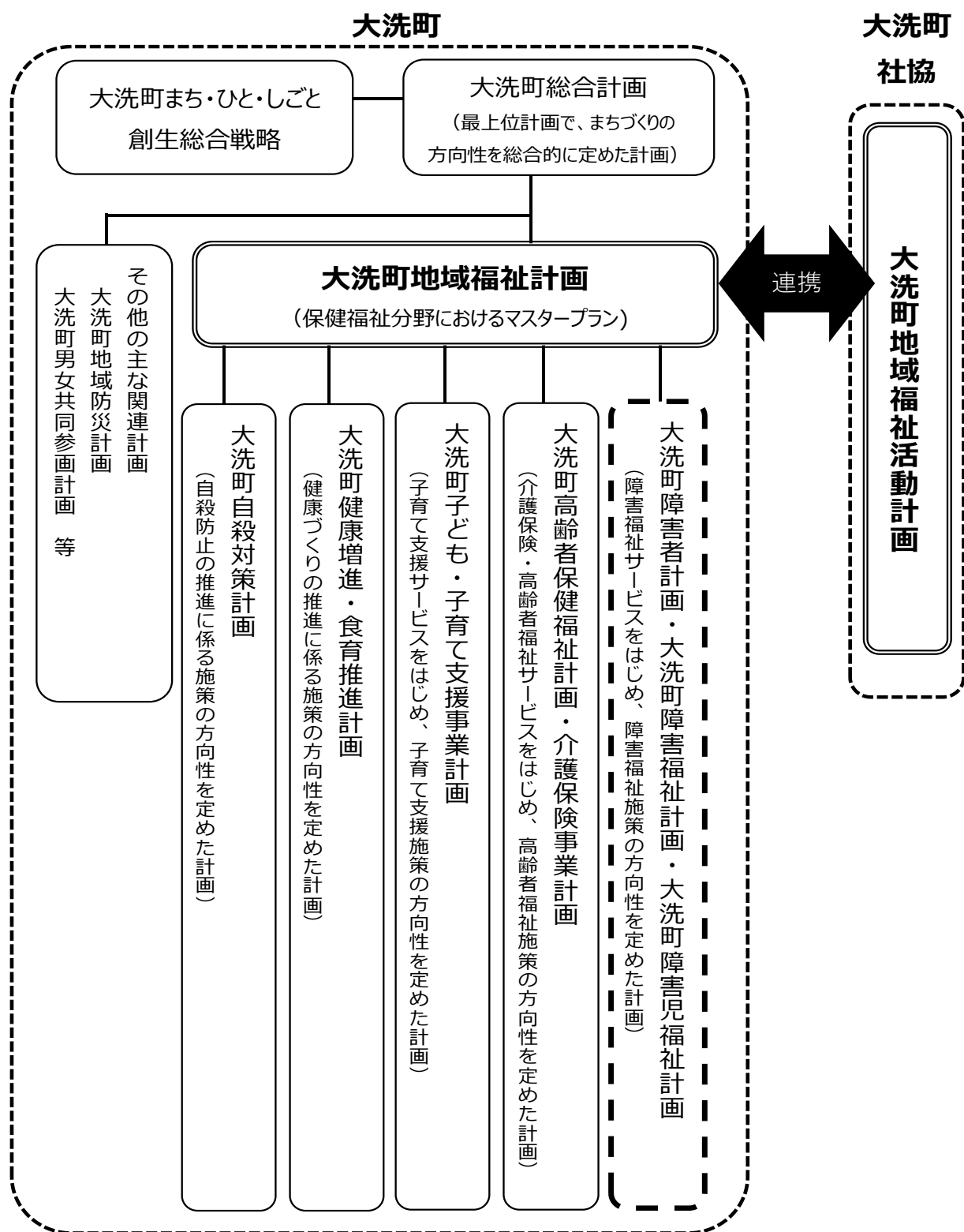
障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)（平成 30 年 4 月施行）

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

④ 上位計画・関連計画との関係



(2) 計画の期間

障害者計画の期間は令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

また、障害福祉計画と障害児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3か年とします。

■計画の期間

	平成30年度～ 令和2年度	令和3年度～ 令和5年度	令和6年度～ 令和8年度	令和9年度～ 令和11年度
大洗町障害者計画	第3期		第4期	
大洗町障害福祉計画	第5期	第6期	第7期	(第8期)
大洗町障害児福祉計画	第1期	第2期	第3期	(第4期)

3. 計画の策定体制

(1) 策定委員会での審議

計画策定にあたっては、「大洗町障害者計画等策定委員会」において、ニーズ調査の実施内容や結果、本計画内容を審議しました。

(2) 計画の評価・検証の実施

「第3期大洗町障害者計画・第6期大洗町障害福祉計画・第2期大洗町障害児福祉計画」の各施策・事業にかかわる事項について、庁内関係各課に照会し、施策の現状や進捗状況等についての評価・検証を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、本庁舎やトヨペット スマイルホール 大洗（中央公民館）での閲覧の他、本町のホームページにおいて計画案を公表し、住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

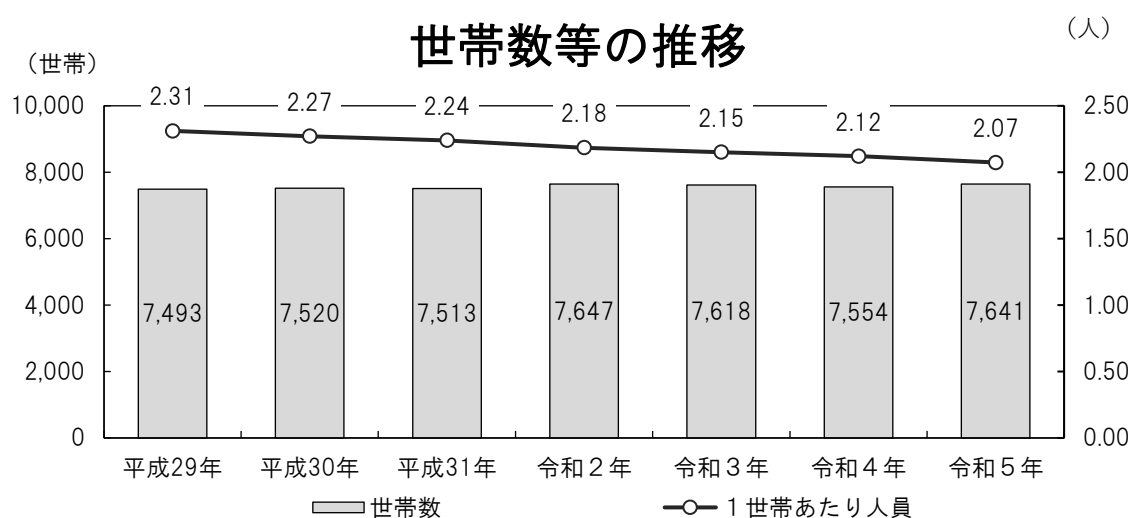
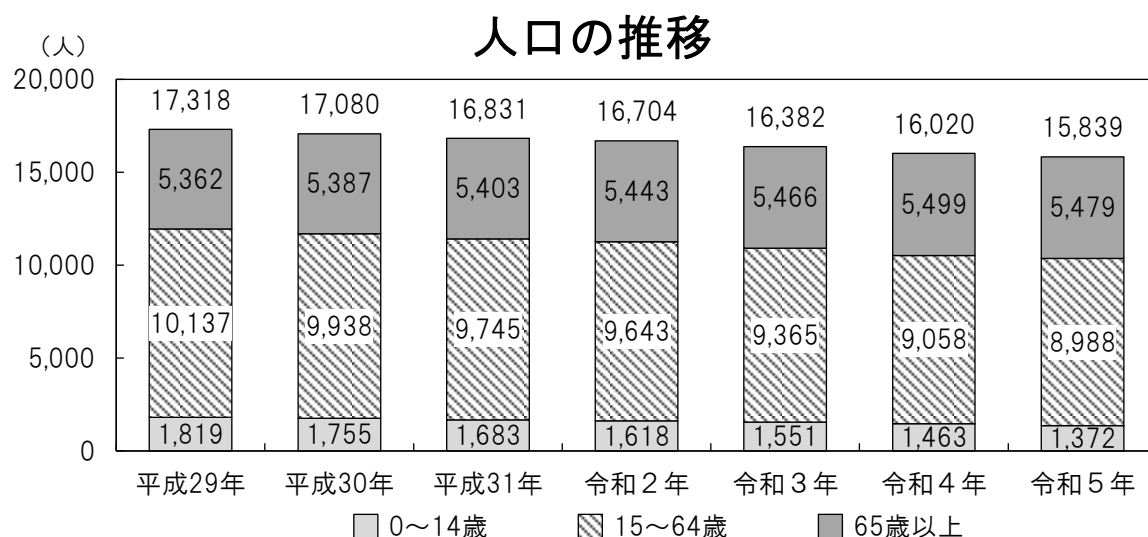
1. 統計からみた大洗町の概況

(1) 人口と世帯数の推移

本町における人口の推移をみると、平成29年以降は年々減少傾向にあり、令和5年では15,839人となっています。

年齢別にみると「0～14歳」、「15～64歳」の人口減少傾向に変化はありませんが、「65歳以上」については、平成29年から令和4年にかけて増加し、令和5年に減少に転じています。今後は、高齢者人口も緩やかに減少に転じ、総人口が縮小していくことが予想されます。

また、世帯数については概ね横ばいで推移しており、1世帯あたり人員は減少しています。

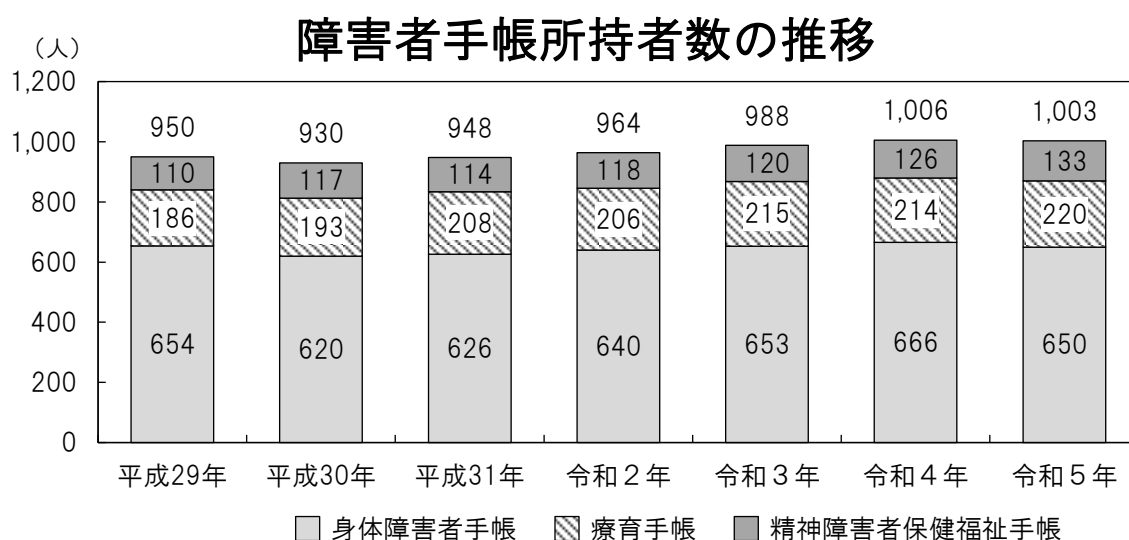


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると年々増加傾向にあり、令和5年では1,003人と、平成29年と比較して53人増加しています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいで推移しており、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数については増加しています。



資料：大洗町福祉課（各年4月1日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は横ばいで推移しており、令和5年では650人となっています。年齢別にみると、令和5年では「18歳未満」が6人、「18歳以上」が644人となっています。

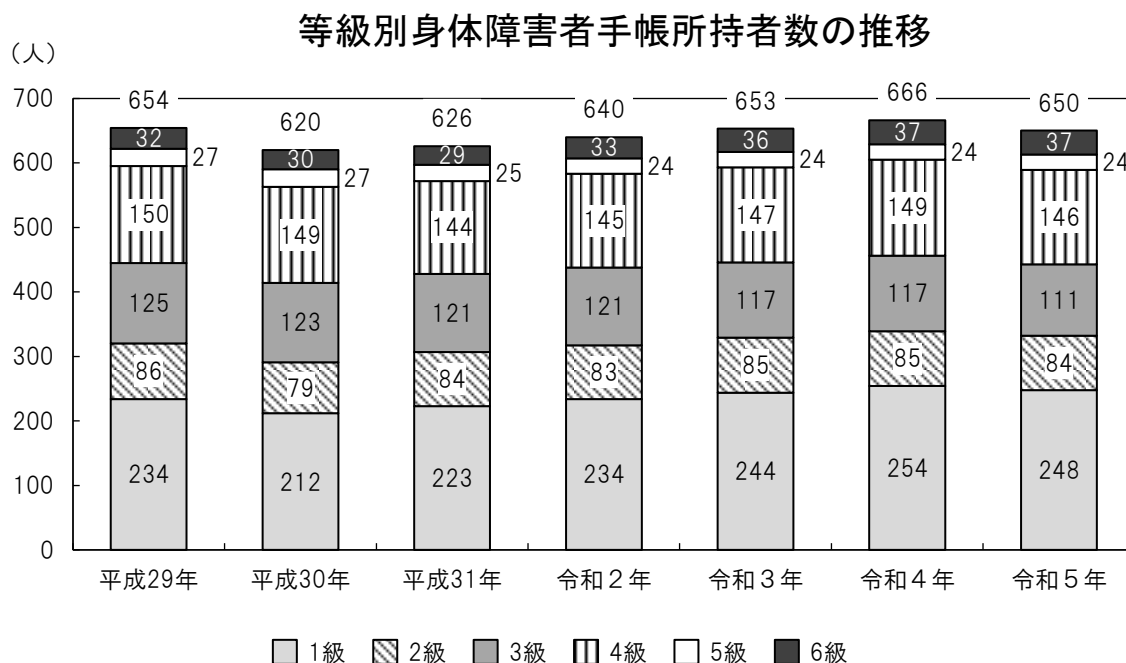
身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	654	620	626	640	653	666	650
18歳未満	6	6	6	6	7	6	6
18歳以上	648	614	620	634	646	660	644
総人口	17,318	17,080	16,831	16,704	16,382	16,020	15,839
対人口比	3.78%	3.63%	3.72%	3.83%	3.99%	4.16%	4.10%

資料：大洗町福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数について等級別に見ると、「1 級」が最も多く、令和 5 年では 248 人と、平成 29 年に比べて 14 人増加しています。

また、障害別の状況をみると、肢体不自由障害が減少傾向にあるのに対し、内部障害※4は増加傾向にあります。



資料：大洗町福祉課（各年 4 月 1 日現在）

身体障害者手帳所持者の障害の種類		(単位：人)					
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
視覚障害	42	40	38	40	42	42	39
聴覚・平衡機能障害	51	44	45	50	56	56	52
音声・言語障害	9	10	10	10	10	10	10
肢体不自由障害	303	288	292	286	287	284	279
内部障害	249	238	241	254	258	274	270
合計	654	620	626	640	653	666	650

資料：大洗町福祉課（各年 4 月 1 日現在）

※4 内部障害：心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫の各障害のこと

（４）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は増加傾向にあり、令和５年は２２０人と、平成２９年に比べて３４人増加しています。

等級別の年齢の内訳をみると、令和５年では「１８歳未満」が３９人、「１８歳以上」が１８１人となっています。

また、等級別にみると、いずれの等級でも増加がみられます。

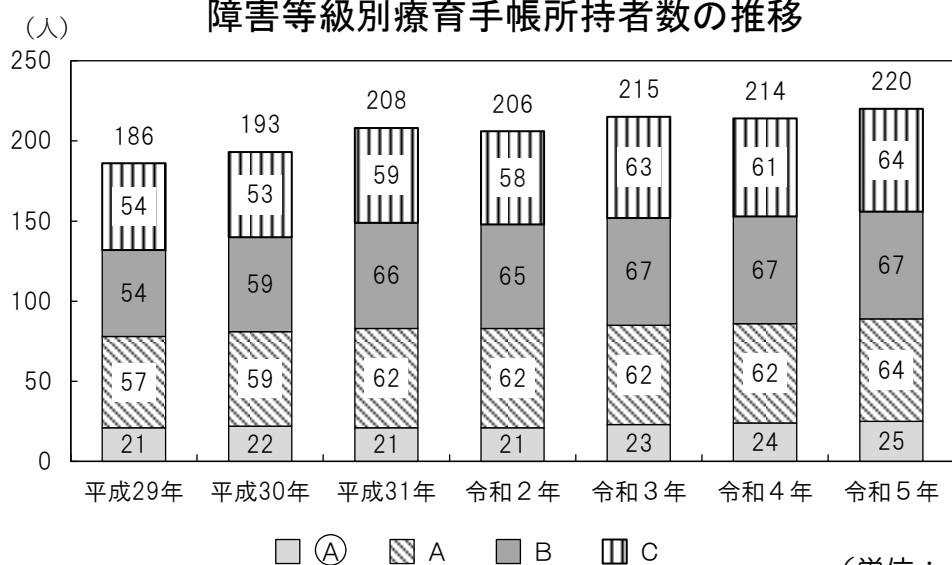
療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
手帳所持者数	186	193	208	206	215	214	220
18 歳未満	35	31	40	36	39	40	39
18 歳以上	151	162	168	170	176	174	181
総人口	17,318	17,080	16,831	16,704	16,382	16,020	15,839
対人口比	1.07%	1.13%	1.24%	1.23%	1.31%	1.34%	1.39%

資料：大洗町福祉課（各年４月１日現在）

障害等級別療育手帳所持者数の推移



	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
① (最重度)	21	22	21	21	23	24	25
A (重度)	57	59	62	62	62	62	64
B (中度)	54	59	66	65	67	67	67
C (軽度)	54	53	59	58	63	61	64
合計	186	193	208	206	215	214	220

資料：大洗町福祉課（各年４月１日現在）

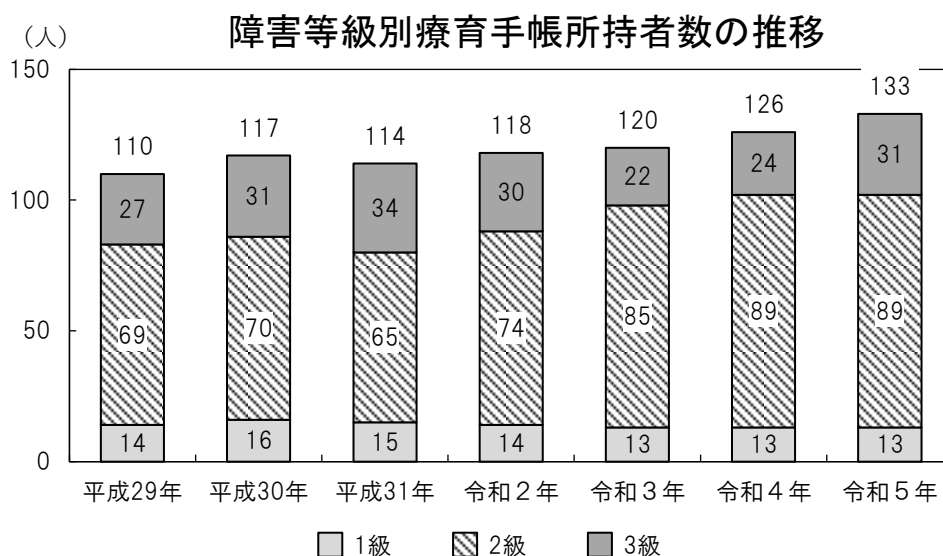
（５）精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和５年で１３３人と、平成２９年に比べて２３人増加しています。等級別にみると、「２級」の増加率が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 （単位：人）

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
手帳所持者数	110	117	114	118	120	126	133
1 級	14	16	15	14	13	13	13
2 級	69	70	65	74	85	89	89
3 級	27	31	34	30	22	24	31
総人口	17,318	17,080	16,831	16,704	16,382	16,020	15,839
対人口比	0.64%	0.69%	0.68%	0.71%	0.73%	0.79%	0.84%

資料：大洗町福祉課（各年４月１日現在）



資料：大洗町福祉課（各年４月１日現在）

令和5年の自立支援医療（精神通院）の利用件数は、令和2年と比べ31件増えています。また、症状別件数については、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が92件と最も多くなっており、次いで「気分（感情）障害」が87件となっています。

自立支援医療（精神通院）症状別件数

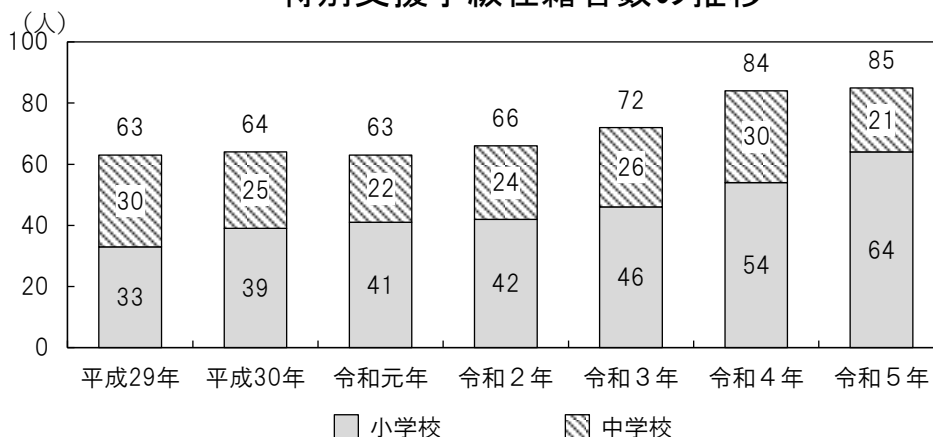
症状	令和2年	令和5年
症状性を含む器質性精神障害	4	10
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1	0
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	91	92
気分（感情）障害	77	87
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	24	37
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	0
成人のパーソナリティ及び行動の障害	1	0
精神遅滞（知的障害）	5	8
心理的発達の障害	12	12
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	6	5
てんかん	23	24
その他精神障害	0	0
合計	244	275

資料：茨城県精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

（6）特別支援学級の状況

特別支援学級の在籍者数についてみると、令和5年で小学校が64人、中学校が21人となっています。小学校については、平成29年に比べて31人増加しています。

特別支援学級在籍者数の推移



資料：大洗町教育委員会学校教育課（各年5月1日現在）

（７）難病と特定疾患医療受給者の状況

特定疾患医療受給者証や受診券の交付者数をみると、受給者証や受診券の交付者数については令和５年で１２９人となっており、平成２９年に比べて８人増加しています。

先天性血液凝固因子障害等医療受給者証については、令和５年では２人が対象となっています。

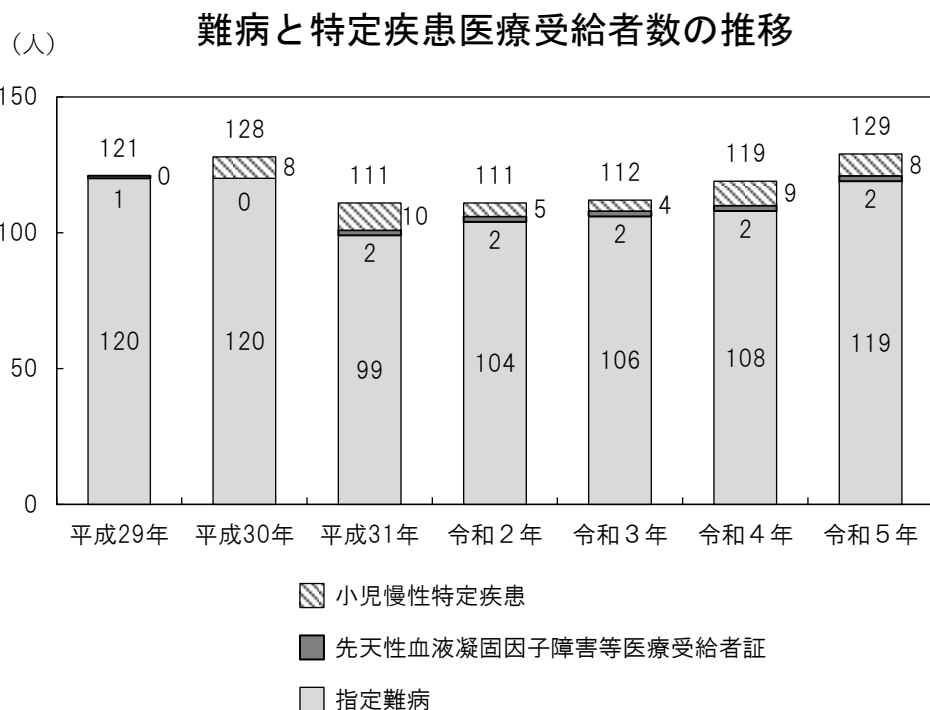
小児慢性特定疾患については、平成２９年では０人でしたが、令和５年では８人となっています。

また、受給者証や受診券の交付者数の合計は、令和５年で１２９人となっており、総人口１５,８３９人に対して、０.８１％を占めています。

特定疾患医療受給者証や受診券の交付者数の推移 （単位：人）

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
受給者証や 受診券の交付者数	121	128	111	111	112	119	129
指定難病	120	120	99	104	106	108	119
先天性血液凝固因子 障害等医療受給者証	1	0	2	2	2	2	2
小児慢性特定疾患	0	8	10	5	4	9	8
総人口	17,318	17,080	16,831	16,704	16,382	16,020	15,839
対人口比	0.70%	0.75%	0.66%	0.66%	0.68%	0.74%	0.81%

資料：茨城県中央保健所（各年４月１日現在）



資料：茨城県中央保健所（各年４月１日現在）

2. サービスの実施状況

(1) 主な障害福祉サービス、障害児通所支援等の利用者数

① 障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用者数についてみると、生活介護や就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助で増加傾向にあり、障害福祉サービスの利用者数（実人数）についても増加しています。また、施設入所支援についても、令和4年度から令和5年度にかけて増加しています。

一方で、居宅介護については減少傾向にありますが、この要因としては、居宅介護を行う事業所不足や居住系サービスの利用増が考えられます。

（単位：1月あたりの平均利用人数）

サービスの名称		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問系 サービス	居宅介護	26	27	26	25	22	23
	重度訪問介護	1	1	1	1	0	0
	同行援護	5	6	5	6	5	4
日中活動系 サービス	生活介護	56	58	60	67	66	64
	宿泊型自立訓練	0	0	0	0	1	1
	自立訓練（機能訓練）	1	1	0	0	1	1
	自立訓練（生活訓練）	4	5	4	6	5	8
	就労移行支援	14	13	13	12	12	14
	就労継続支援（A型）	6	7	9	13	10	11
	就労継続支援（B型）	23	27	31	33	32	38
	就労定着支援	0	0	1	1	1	1
	短期入所	7	10	7	7	7	10
居住系 サービス	共同生活援助	24	27	25	28	33	34
	施設入所支援	40	37	37	36	36	38
相談支援 サービス	計画相談支援	27	34	35	43	41	49
※障害福祉サービスの利用者数 （実人数）		130	138	145	149	150	160

※令和5年度は見込

② 障害児通所支援等

障害児通所支援の利用者数についてみると、放課後等デイサービスでは令和5年度で42人と、平成30年度と比べ4倍以上の利用者数となっており、児童発達支援、障害児計画相談支援についても増加傾向にあります。

これにより、障害児通所支援等の利用児童数（実人数）についても、増加傾向にあります。

（単位：1月あたりの平均利用人数）

サービスの名称	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	8	7	9	10	14	14
放課後等デイサービス	9	14	14	21	34	42
保育所等訪問支援	0	1	1	1	0	1
障害児計画相談支援	5	7	8	9	9	12
※障害児通所支援等の利用児童数 （実人数）	19	25	25	26	38	40

※令和5年度は見込

（2）地域活動支援事業の利用者数

地域支援事業の利用者数についてみると、障害者相談支援や日中一時支援で増加傾向にあり、日常生活用具給付についても令和2年度以降で増加傾向にあります。日中一時支援については、障害のある子どもの増加が、日常生活用具給付については、内部障害者（直腸またはぼうこう機能障害）が増加したことにより、排泄管理用具のニーズが高まったことが要因として考えられます。

一方で、地域活動支援センター※5の利用者数については、減少しており、就労継続支援（A型、B型）等の就労系サービスの利用へと転じたことが要因として考えられます。

事業の名称		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談支援	延件数	9	8	1	4	13	39
意思疎通支援		0	0	0	0	0	1
日常生活用具給付		360	334	308	345	347	368
移動支援	利用者数	7	8	5	8	11	11
地域活動支援センター		25	25	24	20	20	20
訪問入浴サービス		3	3	3	3	3	4
日中一時支援		9	12	21	18	29	36
自動車運転免許取得助成		0	0	0	1	0	0
自動車改造費助成		1	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

※5 地域活動支援センター：創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設

3. アンケート調査の結果

（１）調査の目的

本計画の策定にあたり、障害のある人の生活実態や障害福祉サービスの利用実態や要望、意見等を把握することを目的として実施しました。

（２）調査の実施概要

■調査対象者

令和５年９月１日現在、障害者手帳を所持している人の他、障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用している人、自立支援医療費（精神通院）や指定難病による医療費助成を受けている人

■調査期間

令和５年 10 月～11 月

■回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,034 件	422 件	40.8%

（３）調査の結果概要

■回答者について

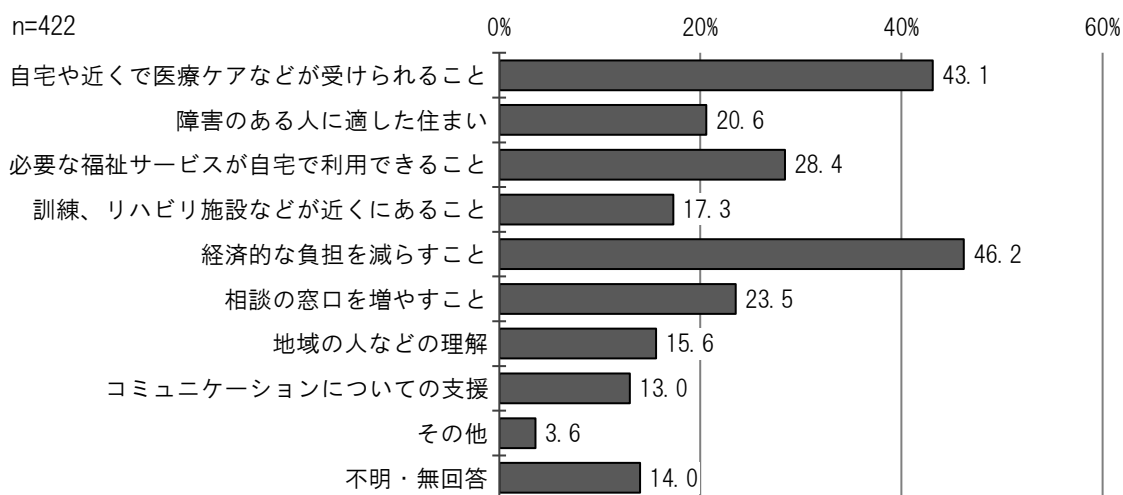
○年齢について、「70～79 歳」が 23.5%と最も多く、次いで「80 歳以上」が 17.5%。
○誰と暮らしているかについて、「夫または妻（配偶者）」が 31.8%と最も多く、「ひとり暮らし」は 16.6%。

■住まいや暮らしについて

○地域で生活するためにあれば良いと思う支援について、「経済的な負担を減らすこと」「自宅や近くで医療ケア等が受けられること」が4割台と多く、〈39歳以下〉では「相談の窓口を増やすこと」も多くみられる。

○不安や心配に感じていることについて、「自分の病気や障害がさらに悪くなること」が56.6%と最も多く、次いで「将来の生活のこと」が46.0%。

地域で生活するためにあれば良いと思う支援（全体・年代別）



%		自宅や近くで医療ケアなどが受けられること	障害のある人に適した住まい	必要な福祉サービスが自宅で利用できること	訓練、リハビリ施設などが近くにあること	経済的な負担を減らすこと	相談の窓口を増やすこと	地域の人などの理解
年代別 集計	全体(n=422)	43.1	20.6	28.4	17.3	46.2	23.5	15.6
	39歳以下(n=81)	37.0	25.9	24.7	14.8	51.9	40.7	30.9
	40～59歳(n=102)	39.2	26.5	25.5	18.6	59.8	26.5	18.6
	60歳以上(n=234)	47.0	16.2	29.9	17.1	38.0	16.7	9.4
%		コミュニケーションについての支援	その他	不明・無回答				
年代別 集計	全体(n=422)	13.0	3.6	14.0				
	39歳以下(n=81)	21.0	3.7	6.2				
	40～59歳(n=102)	16.7	2.0	8.8				
	60歳以上(n=234)	8.5	4.3	19.2				

■外出について

○外出目的について、「買い物・散歩」が57.7%と最も多く、次いで「地域活動や行事」が42.8%、「通勤・通学」が27.6%。

○外出する時の困ることについて、「外出にお金がかかる」「困ったときにどうすればいいのか心配」「電車やバス、タクシーが少ない、または、ない」が1割台後半。

■介助者について

○主な介助者について、「配偶者」が25.6%と最も多く、次いで「親」が18.2%、「施設や病院の職員」が14.5%。

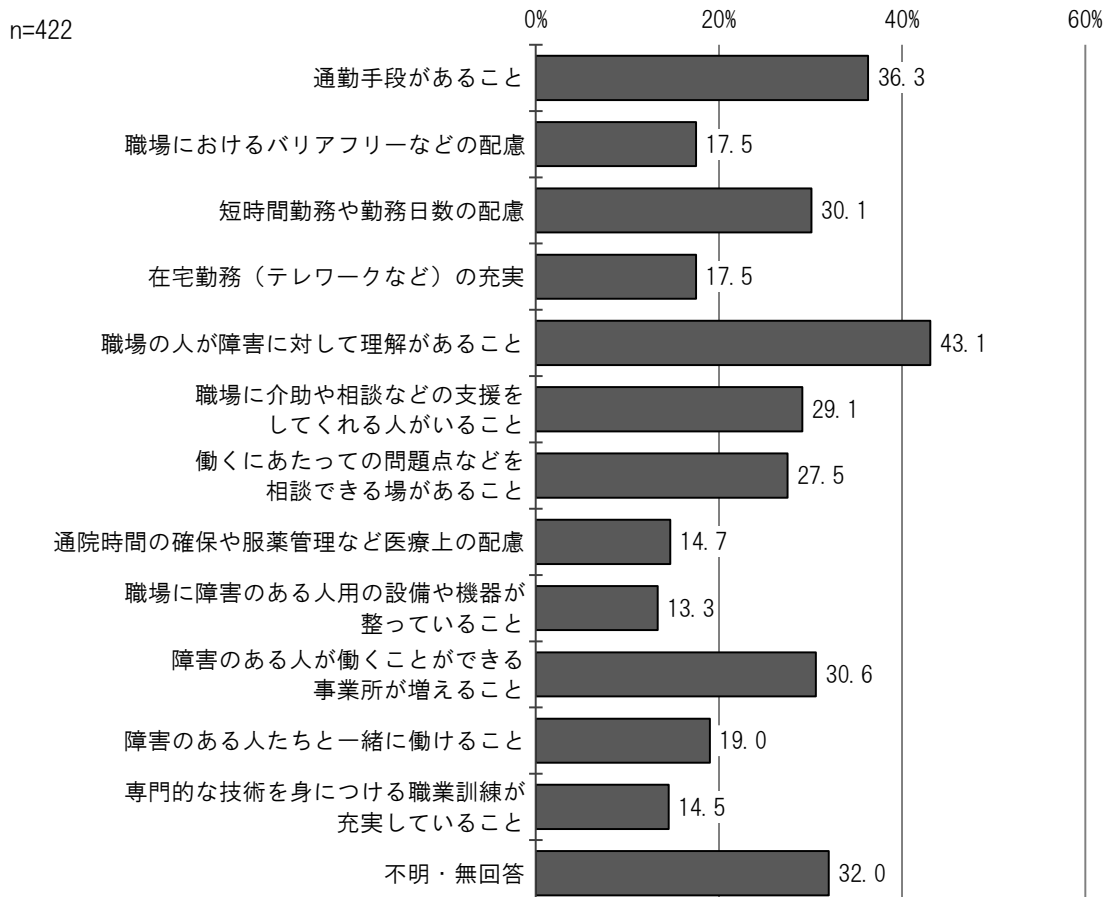
■収入や就労等の状況について

○障害があっても働きやすくするために必要なことについて、「職場の人が障害に対して理解があること」が43.1%と最も多く、次いで「通勤手段があること」が36.3%。

○仕事をする上で、困っていることについて、「給料、賃金、工賃が少ない」が37.8%と最も多く、次いで「困っていることはない」が33.3%。

○通学先に希望することについて、「職員が障害の理解を深める」「ひとりひとりのニーズに応じた支援を行う」が56.0%。

障害があっても働きやすくするために必要なこと



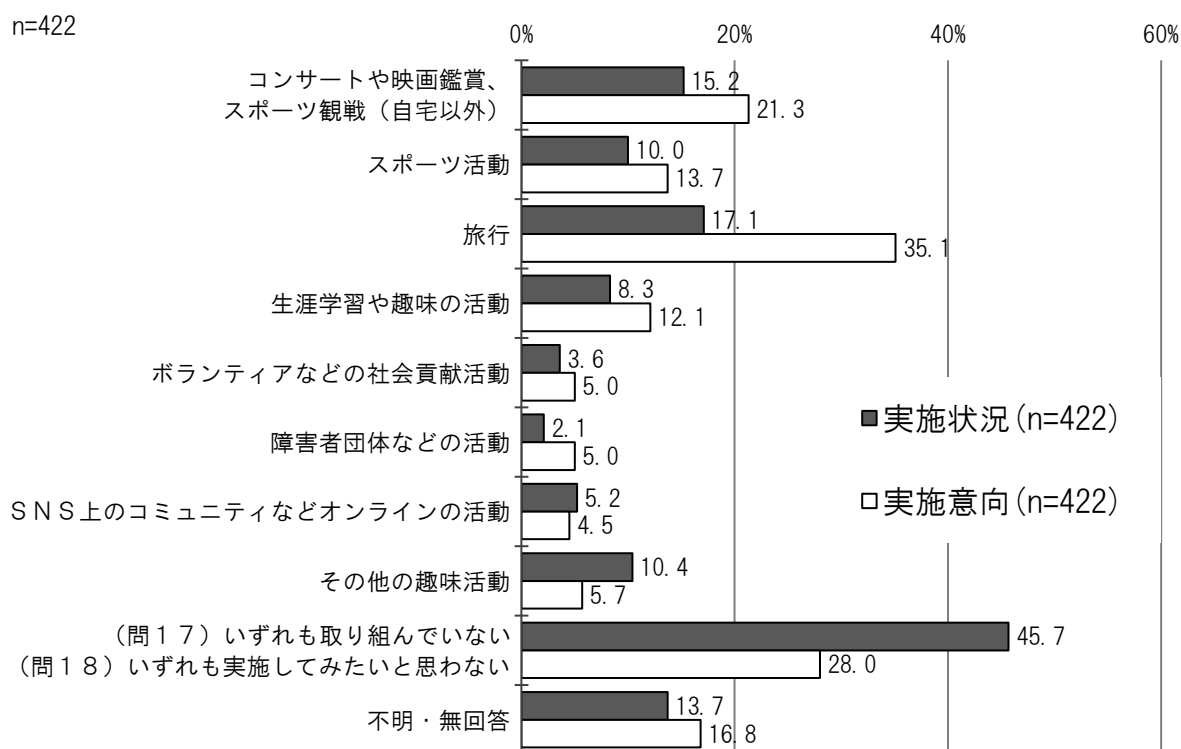
■余暇活動について

○今後実施してみたい活動について、全体では「旅行」が35.1%と最も多く、現在実施している割合と比較して18.0ポイント上回っている。

○スポーツを概ね週1回以上取り組んでいる割合は4.7%。また、スポーツの実施意向は13.7%。

○余暇活動に参加するために必要な条件について、「友人や仲間がいる」「身近なところで活動できる」「会費や参加料が安い」がそれぞれ2割台。

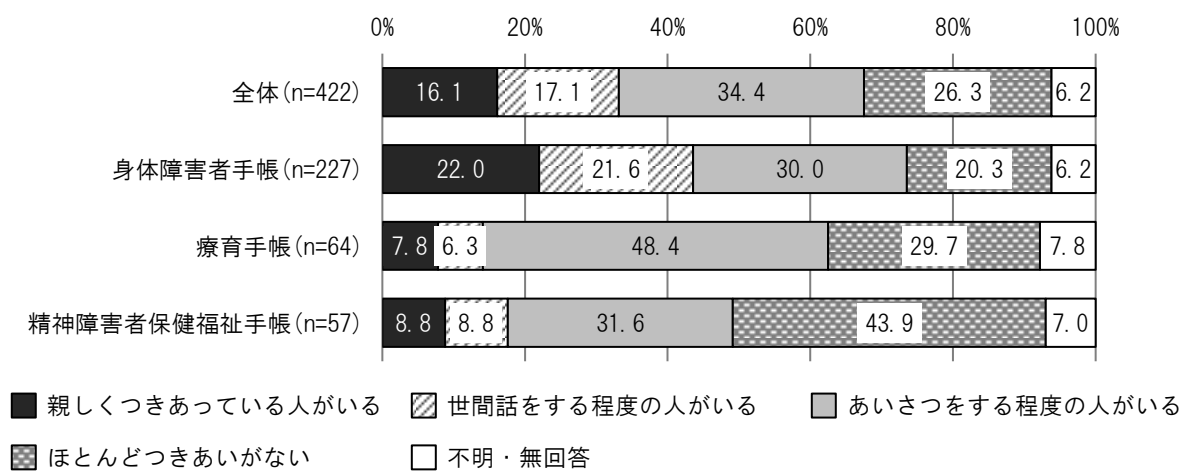
実施している活動・今後してみたい活動



■地域活動、情報技術活用について

○地域の人とのつきあいについて、「あいさつをする程度の人がある」が 34.4%で、〈身体障害者手帳〉に比べて、〈療育手帳×精神障害者保健福祉手帳〉では、付き合いが少ない方が多い。
○インターネットや情報技術が役立つと思うかについて、「思うが、十分活用できていない」がどの年代でも3割程度みられる。

地域の人とのつきあい



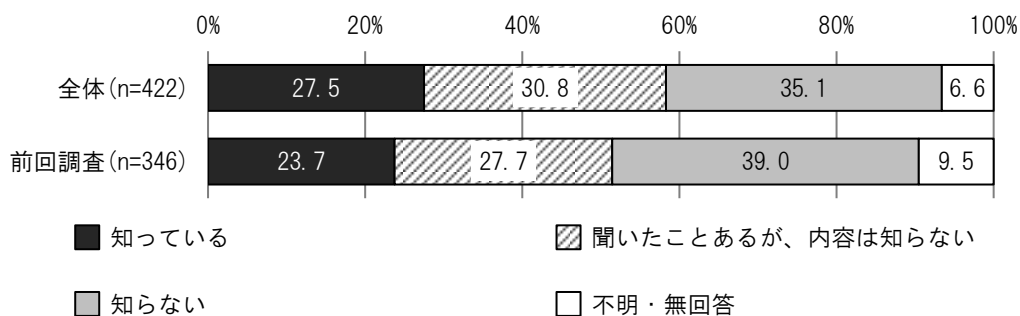
■健康と医療について

○健康管理や医療について、困ったり不便に思うことについてみると、「特に困ったり不便に思うことはない」が 36.0%と最も多く、次いで「近所に病院がない」が 23.9%。

■制度や法律の認知度について

○成年後見制度について、「知らない」が 35.1%、「聞いたことあるが、内容は知らない」「知っている」がそれぞれ3割程度。前回調査と比較すると、認知度は向上している。

成年後見制度の認知度

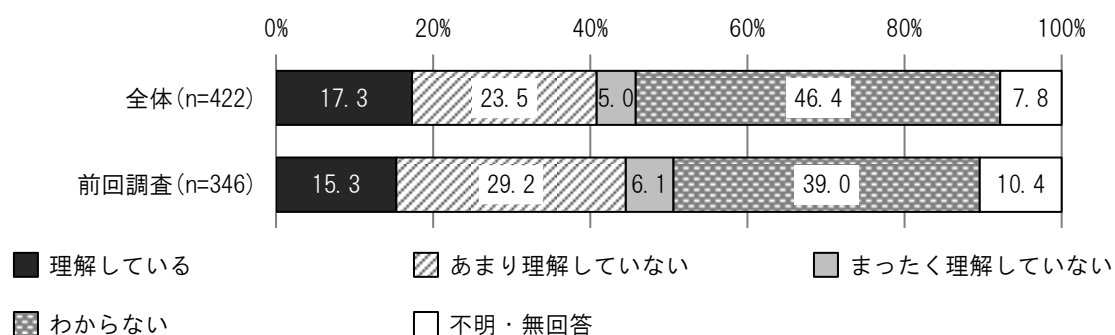


■障害に対する理解について

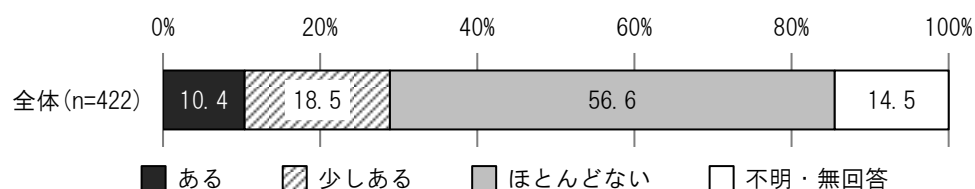
○地域の人への障害に対する理解について、「わからない」が46.4%と最も多く、次いで「あまり理解していない」が23.5%、「理解している」が17.3%。

○差別・偏見を受けたことが「ある」は10.4%、「少しある」は18.5%。差別や偏見を受けた場面については、「公共の場での人の視線」が45.9%と最も多い。

地域の人への障害に対する理解



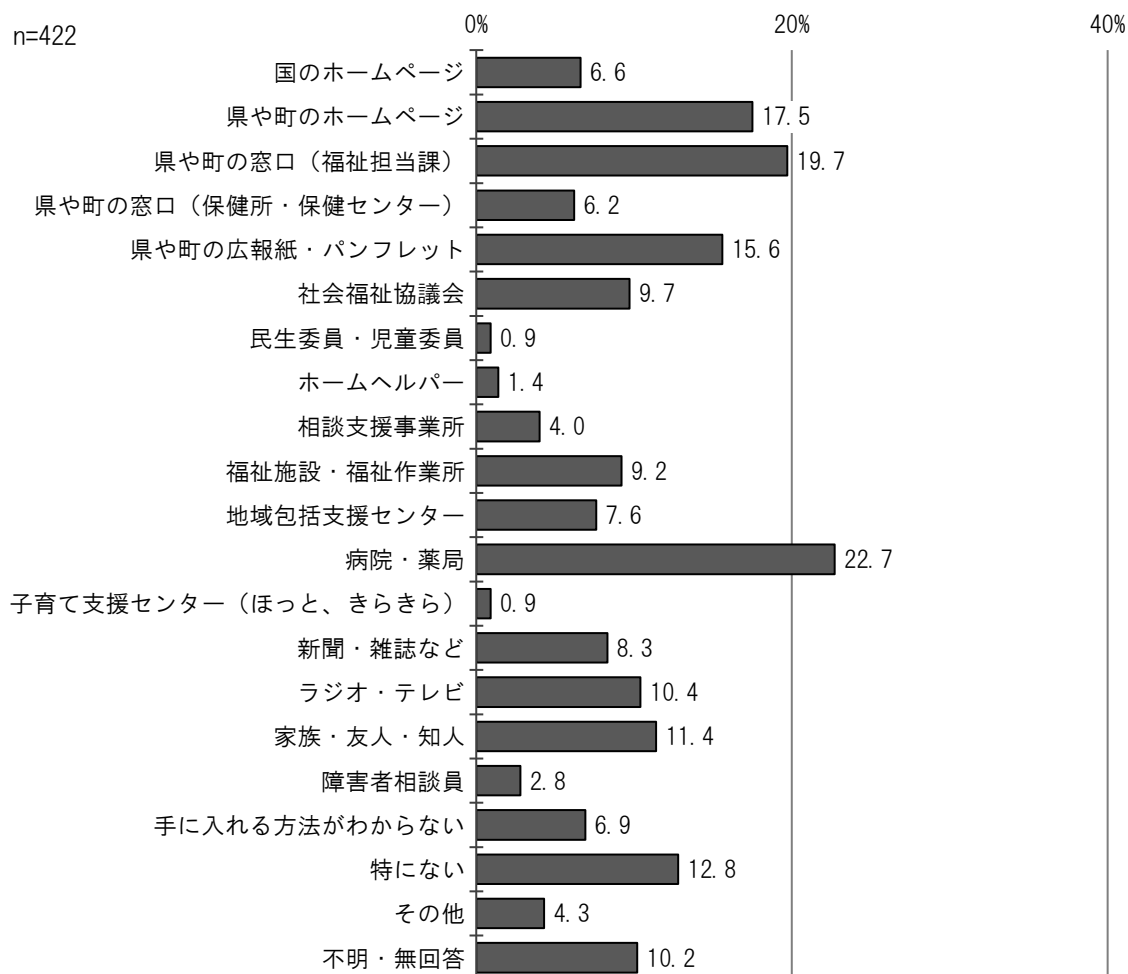
差別・偏見を受けたことがあるか



■情報提供について

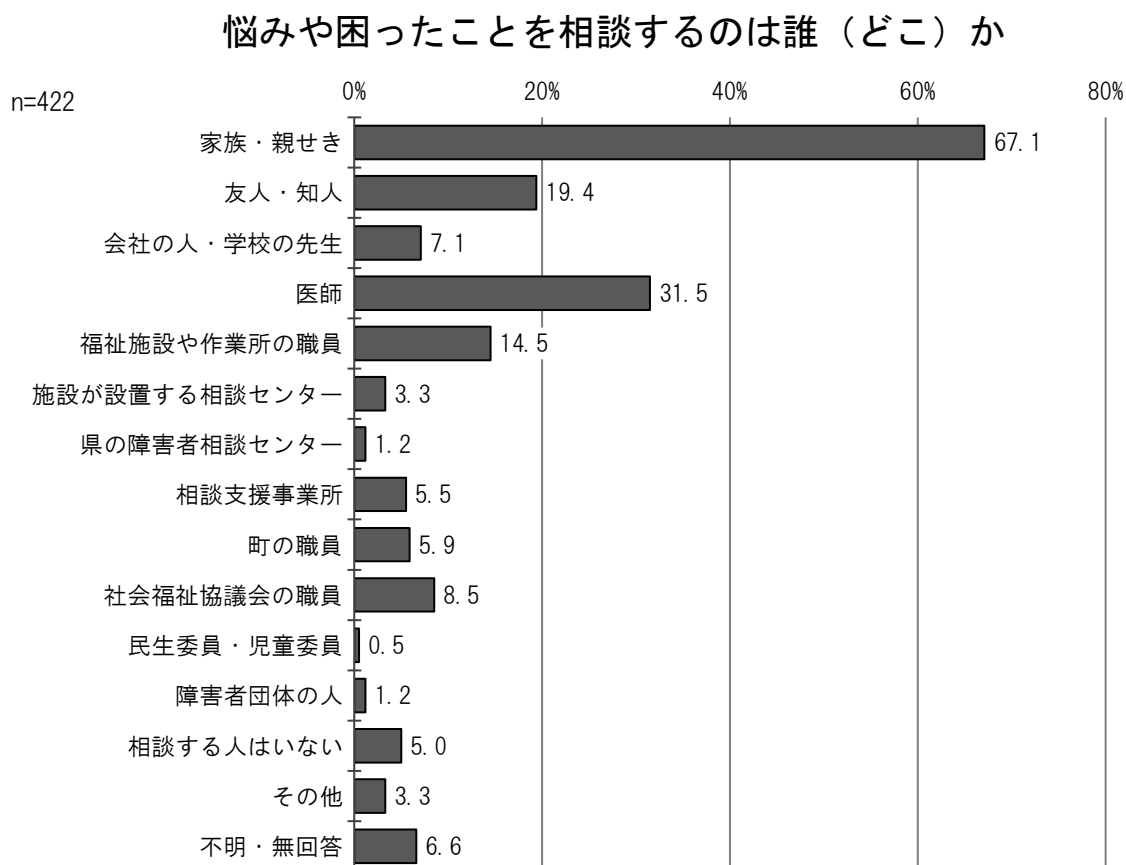
○障害福祉に関する情報を何で知るかについて、「病院・薬局」が22.7%と最も多く、次いで「県や町の窓口（福祉担当課）」「県や町のホームページ」が2割弱。「手に入れる方法がわからない」は6.9%。

障害福祉に関する情報を何で知るか



■相談支援について

○悩みや困ったことの相談先について、「家族・親せき」が67.1%と最も多く、次いで「医師」が31.5%、「友人・知人」が19.4%。「相談する人はいない」は5.0%。



■災害があった時の対応について

○災害があった時に困ることについて、「避難所での生活が不安」が45.7%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が44.3%。

■障害福祉サービスについて

○今後利用したいサービスについて、「タクシー利用料の助成」が22.3%と最も多く、次いで「補装具費の給付」が17.5%、「計画相談支援」が14.9%。

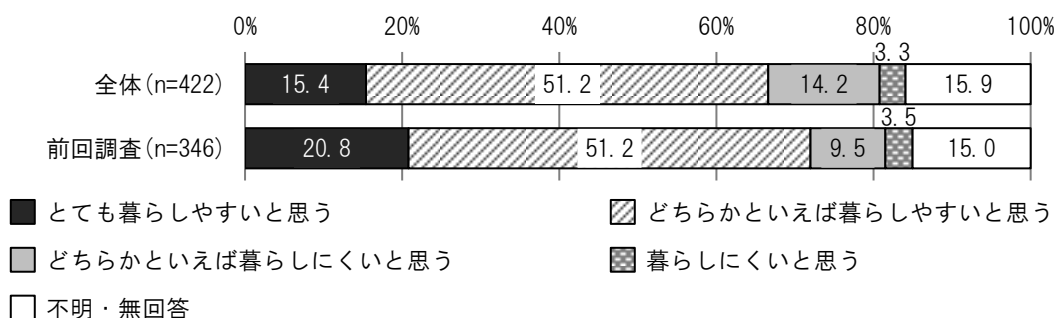
■障害児福祉について

○保育所、幼稚園や学校において必要だと思うことについて、「障害等に対する先生や児童・生徒の理解と配慮」が64.0%と最も多く、次いで「障害や発達課題等に合わせた環境の整備」が52.0%。
○今後利用したいサービスについて、「放課後等デイサービス」が44.0%と最も多い。

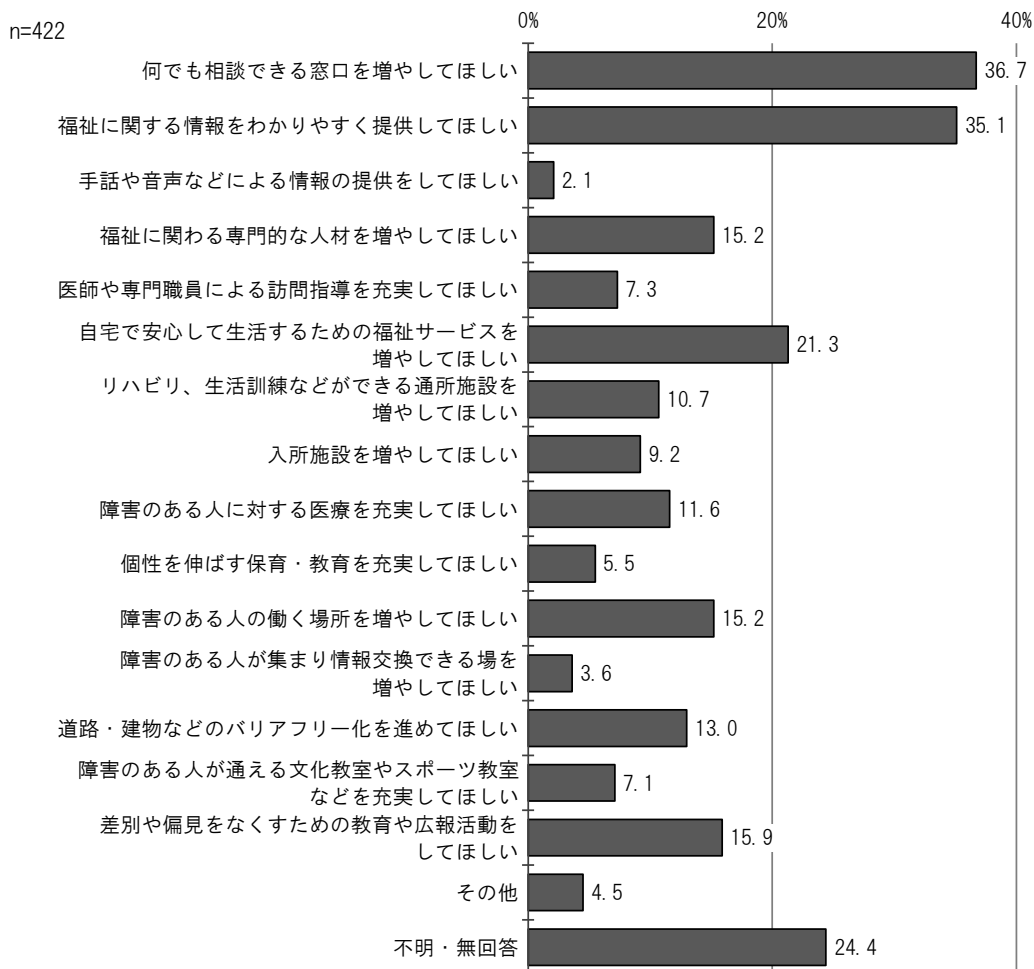
■大洗町の障害者福祉について

○大洗町が暮らしやすいと思うかについて、前回調査と比較して、やや評価が低くなっている。暮らしにくいと感じるところについては、「電車やバス、タクシーが利用しにくい」が52.7%。
○障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのために希望することについて、「何でも相談できる窓口を増やしてほしい」「福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい」が3割台。〈精神障害者保健福祉手帳〉では「差別や偏見をなくすための教育や広報活動をしてほしい」も31.6%。

大洗町が暮らしやすいと思うか



暮らしやすいまちづくりのために希望すること



第3章 第4期大洗町障害者計画

1. 基本理念

第3期大洗町障害者計画においては、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の実現に向けて、基本理念を「障害のある人もない人も共に地域社会の中で普通の生活を営み、自己実現のできるまち」として施策に取り組んできました。

また、本町の最上位計画である第6次大洗町総合計画では、将来都市像を「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」として掲げ、一人ひとりが主役となり、暮らしの満足度を高めることを目指しています。総合計画の施策「障害者福祉の充実」においては、「障害のある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるまちづくり」を目指す姿として掲げています。

本計画においては、総合計画の施策における目指す姿を踏襲し、「障害のある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるまち」を基本理念として掲げ、「幸せ無限大・不幸ゼロ」の実現に不可欠な「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の考え方を踏まえながら、障害のある人が地域の支え合いの中で生きがいや役割を持って暮らせるまちづくりを推進します。

ノーマライゼーション：

デンマークのバンク・ミケルセンによって提唱され、北欧から世界へ広まった障害福祉の最も重要な理念。障害のある人を排除するのではなく、一般の社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

リハビリテーション：

障害のある人の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージすべての段階において、社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるように援助する、障害のある人の自立と社会参加を目指す施策の考え方。

【基本理念】

**障害のある人が住み慣れた地域で安心して
いきいきとした生活を送ることができるまち**

2. 基本目標

統計やアンケート結果からみえる本町の課題、これまでの取組状況等により、計画の基本理念を踏まえた6つの基本目標を定め、本計画を推進していきます。

基本目標1. 障害のある人への理解の促進【重点】

福祉教育の充実や交流、ふれあいの場の充実、ボランティア活動の活性化等を通じ、障害のある人にとっての「社会的障壁」を取り除くために、啓発や広報、交流活動、共生社会の実現等の取組を進めます。

基本目標2. 相談体制、情報提供の仕組みづくり【重点】

障害のある人が利用できる各種福祉サービスはもとより、生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。

視覚障害や聴覚障害等により情報の入手が困難な人にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

また、各種支援制度の周知等による経済的支援の充実に取り組みます。

基本目標3. 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

障害のある子どもへの保育、療育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有、連携により、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図ります。

また、すべての子どもたちが共に学べ、一人ひとりの特性や能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

基本目標4. 地域生活を支える体制づくり

一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホーム^{※6}等地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努め、障害のある人が、どんな時でも、誰もが持っている権利が守られるようにしていきます。

また、保健所や医療機関との連携を強化し、障害の原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けた適切なフォロー体制の整備を図ります。さらに医療体制の充実、精神保健に関する知識の啓発や相談体制の推進に努めます。

※6 グループホーム：共同生活援助。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

基本目標5．雇用や芸術文化活動、スポーツ等を通した社会参加の機会確保

障害のある人が生きがいを持って社会参加するために、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォロー等就労を支援する体制を整備するとともに、適正な賃金の確保に向けた関係機関の取組を支援します。

また、自分の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動、スポーツ等を行える環境を整備するとともに、当事者の活動や社会参加を促進します。

基本目標6．安全、安心で快適な生活環境の確保

障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード、ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザイン^{※7}に基づいたまちづくりを進めます。

※7 ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

3. 施策の体系

～基本理念～ 障害のある人が住み慣れた地域で安心して
いきいきとした生活を送ることができるまち

基本目標

1. 障害のある人への
理解の促進 【重点】

- (1) 啓発、広報活動の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動等への支援
- (4) 共生社会の実現

2. 相談体制、情報提供の
仕組みづくり 【重点】

- (1) 情報提供の充実
- (2) 円滑なコミュニケーションの支援
- (3) 相談支援事業の充実
- (4) 経済的支援の充実

3. 障害や疾病等で支援が
必要な子どもに対する
福祉と教育の充実

- (1) 障害の早期発見、早期対応の推進
- (2) 保育や教育体制の充実

4. 地域生活を支える
体制づくり

- (1) 日常生活への支援の充実
- (2) 日中活動への支援の充実
- (3) 居住の場の支援の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) こころと体の健康づくりの推進
- (6) 地域医療の充実
- (7) 難病支援の充実

5. 雇用や芸術文化活動、
スポーツ等を通じた
社会参加の機会確保

- (1) 就労支援体制の構築
- (2) 福祉的就労の確保
- (3) スポーツ、文化活動の推進

6. 安全、安心で快適な
生活環境の確保

- (1) 防災、防犯体制の確保
- (2) 障害のある人にやさしい公共空間の確保
- (3) 移動手段の確保

4. 計画の推進体制

（１）障害のある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法等について、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

（２）地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障害の当事者、障害者支援施設、学識経験者、住民等の様々な立場からの参画を得て開催されている大洗町地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等より良い地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

（３）庁内体制の整備

障害福祉に携わる部署は、障害福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、まちづくりや道路交通、教育委員会等広範囲にわたります。そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、すべての職員が障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

（４）持続可能な制度の構築

今後見込まれる障害福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも安定的にサービスを提供していくために、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

（５）国や県との連携

障害のある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

（６）計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込み量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA^{※8}」のサイクルが必要です。

町においては、庁内における進捗把握とともに、大洗町地域自立支援協議会と連携して、点検と評価、改善策の検討を行います。

※8 PDCA：計画の推進において、Plan（計画の策定）-Do（計画の実行）-Check（実施状況の確認・評価）-Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方

5. 施策の方向性

基本目標1. 障害のある人への理解の促進

【重点】

福祉教育の充実や交流、ふれあいの場の充実、ボランティア活動の活性化等を通じ、障害のある人にとっての「社会的障壁」を取り除くために、啓発や広報、交流活動、共生社会の実現等の取組を進めます。

町の現状・課題	
アンケート結果	・住民の障害に対する理解について、「あまり理解していない」「まったく理解していない」が「理解している」を上回っている。 ・障害のある人に対する差別や偏見は改善されつつあるが、その一方で、公共の場や店舗等で「差別・偏見を受けたことがある」と回答している。 ・障害があっても働きやすくするために必要なこととして、「職場の人の理解」が最も多く挙げられている。 ・保育所、幼稚園や学校において必要だと思うこととして、「先生や児童・生徒の理解と配慮」が最も多く挙げられている。 ・地域で親しいつきあいがある割合は1割台にとどまっており、特に知的・精神障害者で低くなっている。
町の現状・取組・課題	・各種広報しているものの、すべての情報が掲載されておらず、また、集約されていない。 ・多様な広報媒体を活用できていない。 ・福祉体験したことを実践に移す場の設定が不十分であった。

（1）啓発、広報活動の推進

■施策の展開と方向

共生社会を実現するには、障害について関心を深め、正しく理解することが必要不可欠です。そのために、広報活動における媒体や対象、機会を広げていくとともに、様々な場面や状況によって、互いを知り、わかり合う機会の拡大に努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
差別解消の推進	障害に対する差別を解消するために、引き続き広報紙や町ホームページにおいて普及啓発を行うとともに、大洗健康福祉・長寿まつり等の機会において、新たに広報活動を実施していきます。 また、事業所や住民に対して、ヘルプマーク※⁹やヘルプカード※¹⁰、「いばらき身障者等用駐車場利用証」等障害者に関するマークの周知啓発の他、不当な差別取扱いの禁止はもとより、合理的配慮の提供がなされるよう周知啓発を行います。 さらに、町職員に対して研修会を実施する等、行政サービスの配慮を行います。
広報紙等による啓発	広報紙や町ホームページ、SNS等多様な媒体を活用して、障害福祉に関する啓発、広報活動の充実を図ります。また、町の情報コーナーや町、関係機関が開催する各種イベントにおいて、障害福祉に係る情報提供やプログラムの工夫を図り、より多くの住民が障害福祉に接する機会づくりに努めます。

(2) 福祉教育の推進

■施策の展開と方向

子どもの頃から障害をはじめとした福祉への理解や関心が深められるよう、社会福祉協議会、その他関係機関等と連携し、学校、家庭、地域における福祉教育を推進します。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
学校等における福祉教育・学習の推進	障害に対して正しい理解ができるよう、子どもの発達段階に応じて、社会福祉協議会や障害者施設等における職場体験や訪問授業等福祉教育の充実を図ります。 また、障害のある人とふれあえる交流機会の創出に努め、障害のある人に対する理解促進を目指します。
地域における福祉教育・学習の推進	障害福祉に関する講座や福祉体験学習、ボランティア活動の推進、交流会の開催等により意識啓発を行うとともに、知識や技能を活用し、実践して交流できる場を設けます。

※9 ヘルプマーク：外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク

※10 ヘルプカード：障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるための、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されているカード

（３）ボランティア活動等への支援

■施策の展開と方向

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域での支え合いが重要となるため、地域における支え合いの支援を行うための人材が求められます。

そのため、社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティア活動への理解を促すとともに、その活動を支援するよう努め、地域でのボランティア活動の一層の活性化を図ります。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
活動情報提供の拡充	広報紙や町ホームページ、「社協だより」等の広報媒体を積極的に活用し、障害福祉に関するボランティア活動や障害者団体の活動内容の情報を周知する等積極的な情報発信に努めるとともに、必要な助言や各種情報提供を行います。
ボランティア活動の推進	障害のある人に対する支援に、福祉専門職だけではなく身近な地域の住民も参加できるよう、ボランティア活動についての学習機会や体験機会を提供し、ボランティアの育成、ボランティア活動の支援に取り組みます。

（４）共生社会の実現

■施策の展開と方向

住民一人ひとりが、障害のある人の立場に立って障害についての関心と理解を持ち、障害のある人が社会の対等な構成員として人格や個性を尊重される地域社会づくりに努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
地域コミュニティの充実	住民相互の交流が行われる地域社会である地域コミュニティにおいて、障害のある人自身が地域社会の一員としての意識を持ち、自分の参画する場所を地域に見出せるよう充実を図ります。 障害者団体と大洗サーフ・ライフセービング・クラブが共催で開催するユニバーサルサロンについて、活動内容の充実や情報発信を図ります。

基本目標２．相談体制、情報提供の仕組みづくり

【重点】

障害のある人が利用できる各種福祉サービスはもとより、生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。

視覚障害や聴覚障害等により情報の入手が困難な人にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

また、各種支援制度の周知等による経済的支援の充実に取り組みます。

町の現状・課題	
アンケート結果	・ 知りたい情報については、「障害福祉制度」や「相談窓口」、「福祉サービス」に関することが多くなっている。 ・ 暮らしやすいまちづくりに向けて希望することとして、「何でも相談できる窓口を増やすこと」や「福祉に関する情報を分かりやすく提供してほしいこと」が求められている。 ・ 地域で生活するために必要な支援として、「経済的負担の軽減」が挙げられている。
町の現状・取組・課題	・ 障害福祉サービス等の事業所が少ないため、障害に関する情報が得られにくい。 ・ （再掲）各種広報しているものの、すべての情報が掲載されておらず、また、集約されていない。 ・ 障害特性に合わせた情報提供が不足している（音声コードやルビ対応等）。 ・ 障害に関する相談窓口が、町、町社会福祉協議会のみで、相談窓口が少ない。 ・ 町関係機関や障害者施設、医療機関等の連携は図られているものの、民生委員や障害者相談員等との実際の連携が少ない。 ・ 障害のある人が受けられる各種手当や障害福祉制度、医療費に係る助成制度の周知が十分ではない。

（１）情報提供の充実

■施策の展開と方向

情報の入手が困難な障害のある人が、必要な情報を入手できるよう、多様な手法を用いて的確な情報提供を図ります。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
「障害者福祉のしおり」等の更新・充実	障害福祉に関する情報が集約した「障害者福祉のしおり」を随時更新するとともに、町ホームページ（障害福祉分野）の充実を図ります。
視覚障害のある人に対する情報提供の充実	個々の視覚障害の特性に応じて、声の広報や点字広報、点字図書等の利用を図ります。また、音声コードや拡大読書器の利用等の手法により、情報バリアフリーの推進に努めます。
聴覚障害のある人に対する情報提供の充実	手話通訳者や要約筆記 ^{※11} 者の確保に努めるとともに、派遣体制の拡充を図ります。また、中途失聴者に対して、手話を学習する機会の提供に努めます。 窓口などにおいて、口話や筆談の他、身振りや手振りにより丁寧な情報提供を行います。
訪問による相談の実施	障害の理由により相談機関を訪れることが困難な人や福祉サービスを受けていない人に対し、相談機関と連携して、個々の実情に合った情報や福祉サービスを提供できるよう訪問相談を実施します。
情報の提供体制の充実	広報紙や町ホームページ、SNS等により、障害福祉制度に関する情報提供の充実を図ります。 また、福祉サービスを必要とする人やその周囲の人が必要な情報を容易に入手できるよう、様々な媒体を活用し、サービスに関する情報提供を行います。

※11 要約筆記：音声情報を得ることが難しい、中途失聴者・難聴者を中心とする聴覚に障害のある人等に対して、コミュニケーションを可能にするため、音声を文字にして提示すること

(2) 円滑なコミュニケーションの支援

■施策の展開と方向

家庭生活や社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者や要約筆記者派遣事業の充実を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者の養成を推進します。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
手話通訳者や要約筆記者派遣事業	聴覚や言語障害のある人のコミュニケーション手段の確保のため、従来からの手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業を一層充実させるとともに、県や関係機関と連携を図りながら手話通訳者等の養成を推進します。
点字奉仕員や朗読奉仕員の養成	視覚障害のある人への情報提供や社会参加を支援するため、県や関係機関と連携し、点字奉仕員や朗読奉仕員の養成を促進するとともに、点字図書や声の図書の普及に努めます。

(3) 相談支援事業の充実

■施策の展開と方向

障害のある人やその家族の様々な不安や悩み等の相談に応じ、福祉サービスの情報提供や利用の援助、サービス提供機関の紹介等必要な支援を提供し、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
相談体制の充実	障害のある人やその家族、介助者等が抱える様々な問題の相談が気軽に行えるよう、民生委員・児童委員や障害者相談員等の活動を支援します。 また、町や町社会福祉協議会の資質向上、情報共有に努め、障害に関する相談対応の基盤強化を図ることにより、窓口における相談体制の充実を図ります。
相談機関等の連携	町や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関や民生委員・児童委員や障害者相談員等の関係者が一堂に集まる場を定期的に設ける等、相互の連携強化を通じて相談体制のネットワーク化を促進し、障害のある人一人ひとりに最も適切な情報やサービスを提供するよう努めます。

（４）経済的支援の充実

■施策の展開と方向

障害年金や各種手当、助成制度について一層の周知と利用促進を図り、地域での自立した生活を支援します。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
経済的支援に関する情報提供の充実	広報紙や町ホームページ等様々な媒体を通じて、障害年金や各種手当、助成・割引制度等を周知するとともに、必要に応じて申請支援を行います。
経済的支援の実施	在宅で生活している障害のある人の生活安定を図るため、在宅障害児福祉手当等の各種手当の支給や医療福祉等の医療費助成を継続して実施します。

基本目標3. 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

障害のある子どもへの保育、療育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有、連携により、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図ります。

また、すべての子どもたちが共に学べ、一人ひとりの特性や能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

町の現状・課題	
アンケート結果	・今後利用したい障害児に対する福祉サービスについて、「放課後等デイサービス」が最も多くなっている。 ・（再掲）保育所、幼稚園や学校において必要だと思うこととして、「先生や児童・生徒の理解と配慮」や「障害や発達課題等に合わせた環境の整備」が挙げられている。
町の現状・取組・課題	・統計によると、特別支援学級在籍者数は特に小学校で大きく伸びており、支援のニーズが高まっていると考えられる。 ・療育機関や医療機関、障害児相談支援事業所が少ないことが課題となっている。

（１）障害の早期発見、早期対応の推進

■施策の展開と方向

乳幼児健康診査等で発達遅滞の疑いがあった場合の対応として、その保護者への精神的なフォローに配慮するとともに、保健や医療、療育、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、その子どもの状況や家庭環境に適した相談指導ができる体制の整備を進めます。

保健・福祉・教育等が連携し、地域における障害のある子どもの早期発見から早期対応に至る療育体制の充実に努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
妊婦健康診査の充実	引き続き安全な分娩を目的とする妊婦健康診査を充実させます。
乳幼児健康診査の充実	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等において、年齢に応じた成長や発達を確認するとともに、疾病や障害の早期発見に努め適切な援助を講じることができるよう、より一層充実させます。

施策・事業名	事業内容
イルカ教室やことばの教室の実施	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等で観察が必要と認められる幼児とその保護者に対して、イルカ教室（遊びの集団指導、しつけ指導、育児指導、療育指導）やことばの教室（ことばの発達に関する相談や個別指導）を行い支援します。 経過観察をしていく中でさらなる支援が必要な幼児、保護者に対しては、専門機関へつなげます。
訪問指導の充実や支え合いの場の創出	育児での不安等を仲間で話し合い支え合う場として「はっぴいBaby」や「赤ちゃんカフェ」、「子育てカフェ」等の事業を展開するとともに、親子ふれあいセンター「きらきら」を活用し、保護者に対する心のケアにも留意します。
相談事業の充実	子育て世代包括支援センター「ほっと」において、妊娠期から18歳までの総合相談窓口を開設し、相談支援の充実を図ります。 また、乳児のいる家庭に対して、全戸訪問を実施し、個々に対応した相談体制の確保と支援を実施します。 加えて、育児相談、育児電話相談を実施していく中で、特に産後うつや育児困難等を抱えている保護者に対しては、臨床心理士等の専門職によるカウンセリングに対応できる相談指導体制をつくります。 さらに、保育所や幼稚園に対しては、社会福祉士、保健師、障害者相談員等が巡回・訪問し、発達に関する相談を行います。
児童発達支援や放課後等サービス等の充実	障害のある子どもに対して、日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練や生活能力向上のための訓練等を行います。

（２）保育や教育体制の充実

■施策の展開と方向

障害のある子どもが、障害特性等に応じて適切な保育等を受けられるよう、保育士等の資質の向上を図るとともに、その状況に配慮した保育や教育環境の整備、必要な人員の確保を進めます。

また、学校で支援が必要な児童生徒への適切な就学指導や相談の充実を図ります。

また、学校のバリアフリー化の推進や学習環境の整備等、障害のある児童生徒にとって安全で使いやすい教育施設の整備や改善に努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
保育体制の充実	障害のある子どもの保育や教育に必要な知識、技能の向上を図るため、研修会等への参加を促進します。 また、保育所における支援体制の整備、適正人員の配置を行うとともに、障害のある子どもの受け入れ体制の確保に努めます。
就学前教育や義務教育の充実	保育所、幼稚園、学校や家庭との連携を強化し、障害のある子どもやその家庭への支援を拡充します。 また、有効な支援サービスや相談窓口を十分に利用できるように、情報の提供に努めます。 さらに、就学が円滑に行われるよう就学相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもやその保護者の意見や要望を聞き取るほか、関係者との連絡調整、体験入学等も必要に応じて実施します。
教育支援体制の充実	町教育センターを中心に、障害のある子どもに関する就学や教育相談の他、教職員に対する特別支援教育※ ¹² に関する研修や情報の提供等を行います。また、教職員が研修等へ積極的に参加できる体制づくりを行うことで、特別支援教育の指導力の向上を図ります。

※12 特別支援教育：障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育

基本目標４．地域生活を支える体制づくり

一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホーム等地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努め、障害のある人が、どんな時でも、誰もが持っている権利が守られるようにしていきます。

また、保健所や医療機関との連携を強化し、障害の原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けた適切なフォロー体制の整備を図ります。さらに医療体制の充実、精神保健に関する知識の啓発や相談体制の推進に努めます。

町の現状・課題	
アンケート結果	・今後の生活の場として、可能な限り「自宅」を希望する割合が多い。 ・地域で生活するためにあれば良いと思う支援について、「自宅や近くで医療ケア等が受けられること」「必要な福祉サービスが自宅で利用できること」が多くなっている。 ・成年後見制度については、「聞いたことあるが、内容は知らない」「知らない」が全体の３分の２を占める。
町の現状・取組・課題	・在宅生活を継続したり、施設等から在宅生活へ移行したりするための地域資源（障害福祉サービスや障害児通所支援等の事業所や医療機関等）が少ない。 ・成年後見制度に係る広報等を実施しているが、相談件数が伸び悩んでいる。

（１）日常生活への支援の充実

■施策の展開と方向

障害のある人のニーズをしっかりと把握し、他法の制度に留意しながら日常生活を支援する各種サービスの適切な実施に努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
地域生活支援拠点の構築 【新規】	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点を構築し、在宅生活の継続や施設等から在宅生活への移行ができるような体制づくりを行います。 また、障害のある人が円滑にサービスを利用できるよう、町内や近隣市町村の事業所の情報を収集し、情報提供に努めます。
在宅生活支援の充実	障害のある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の訪問系サービスを実施します。

施策・事業名	事業内容
短期入所事業の充実	障害のある人のニーズに応じて、短期入所事業の充実を図ります。
（再掲）児童発達支援や放課後等デイサービス等の充実	障害のある子どもに対して、日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練や生活能力向上のための訓練等を行います。
訪問入浴サービスの提供	訪問による入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
福祉用具等に関するサービスの充実	身体状況に合った補装具費の支給、生活環境の改善につながる日常生活用具の給付の適正な利用促進を図ります。
障害のある人の住環境の改善	在宅の障害のある人の住居環境を改善し、活動範囲の拡大や家族等の介護負担軽減を図るための工事費の一部を助成します。
事業者の参入促進 【新規】	障害福祉サービスや障害児通所支援等の事業者の参入促進に向けて、優良な事業者への支援を行います。

（２）日中活動への支援の充実

■ 施策の展開と方向

障害の特性に応じた自立促進や機能訓練等心身のケアや生活リハビリ等を行う「日中活動の場」の充実に努めます。

■ 具体的な施策

施策・事業名	事業内容
日中活動支援の充実	障害のある人に対して、生活介護、療養介護、自立訓練等の日中活動支援サービスを実施します。
日中一時支援の充実	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を支援します。
移動支援事業の充実	野外での移動が困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促します。
地域活動支援センター事業の利用促進	障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活が送れるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。 また、広報紙やホームページにおいて活動内容等を周知することで、地域活動支援センターの利用促進を図ります。

(3) 居住の場の支援の充実

■施策の展開と方向

自宅での生活が困難な人が、地域において自立生活するための居住の場の確保を図ります。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
施設入所の支援	施設において夜間や休日に入浴、排泄、食事等の介護を受けられるようサービスの提供を行います。
グループホームの利用支援	共同生活を行う居住において、入浴、排泄、食事等の介護を受けられるようサービスの提供を行います。
(再掲) 事業者の参入促進 【新規】	障害福祉サービスの事業者の参入促進に向けて、優良な事業者への支援を行います。

(4) 権利擁護の推進

■施策の展開と方向

判断能力が不十分な方が、日常生活において支援が必要となった場合に、成年後見制度を活用しつつ、住み慣れた地域でその人らしく過ごせるような支援体制を構築します。

また、障害のある人の権利擁護に向けて、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
成年後見制度等の利用促進	関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の広報、啓発を実施するとともに、福祉サービスに携わる人にも、正しい理解や適切な利用促進と定着に努めます。 また、成年後見制度の利用促進を行うため、後見等申立に関する相談を行うとともに、必要に応じて申立て支援や費用助成、成年後見人等への報酬助成を行います。
虐待防止の推進	障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待の防止に向け、社会全体での取組が進むよう普及啓発を行います。 また、虐待があった場合の迅速な対応に努めます。

（５）こころと体の健康づくりの推進

■施策の展開と方向

住民を主体とする健康づくりを促進し、疾病や障害の予防と心身機能の維持・増進・回復を図ります。また、精神疾患やメンタルに関する相談や支援を受けられる体制づくりに努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
健康づくりの普及啓発	広報紙や町ホームページ、SNSを通じて、健康づくり対策を進め、生活習慣病※ ¹³ の予防と積極的な健康推進を図ります。
健康づくりの推進	運動習慣を身につけるため、引き続き「大洗いきいき体操」を実施します。 また、ウォーキングを楽しむ人を増やすため、「歩いたカード」事業を推進し、健康意識の高揚に努めるとともに、介護予防教室の充実や食と健康のまちづくりに取り組みます。 さらに、県が実施する「元気アップいばらき」を活用した事業を実施します。
健康診査の充実	がん検診、一般健診、肝炎健診等を実施し、生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実と診察結果に基づく指導を充実します。
健康教育や健康相談の充実	生活習慣病の予防や健康増進等をテーマとする健康教室の充実を図ります。また、生活習慣病の予防等についての健康相談を充実します。
生活習慣改善指導の充実	特定健診の結果等で食生活や運動等の生活習慣を改善する必要のある人に対し、具体的な生活習慣の改善を支援する指導のより一層の充実に努めます。
こころの相談等の充実	県中央保健所等の関係機関と連携して、精神疾患等に関する相談（訪問指導を含む）の充実を図ります。 また、携帯やパソコンを利用する「こころの体温計」を活用し、気軽に自分自身や家族のメンタルチェックを図るとともに、必要に応じて相談や受診行動がとれるよう支援します。
精神保健福祉相談体制の充実	精神保健福祉相談体制の充実を図るため、職員や相談支援専門員の資質向上に向けた取組を推進します。また、相談に携わる関係機関や関係者による保健・医療・福祉の連携体制の強化に努めます。

※13 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患の総称。日本人の三大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等はいずれも生活習慣病である。

（６）地域医療の充実

■施策の展開と方向

関係機関と協力しながら、障害の予防医療の充実や、障害のある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
障害のある人への診療体制の充実	障害のある人が医療を受けられるよう地域医療機関との連携を進めます。 また、県中央保健所等の関係機関と連携し、広域的な協力のもと、適切な医療を受けられる体制の確保に努めます。 さらに、ホームページ等において、分かりやすい情報提供の充実に努めます。
障害のある人への支援体制の強化	県立こころの医療センターとの連携会議により、多職種間との連携を図るとともに、数々の事例を通じて協議・検討を行い、障害の程度に応じた支援体制の強化に努めます。 また、県中央保健所等と連携し、障害のある人や家族に対し支援していきます。

（７）難病支援の充実

■施策の展開と方向

難病患者の在宅生活を総合的に支援するため、中央保健所と連携しながら、難病に関する相談体制、医療、福祉の充実を図ります。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
難病患者への情報提供や利用の推進	広報紙や町ホームページ等を活用し、難病患者に対する福祉制度（福祉サービスや手当、医療費助成等）を周知するとともに、関係機関との連携により、その利用を推進します。

基本目標5．雇用や芸術文化活動、スポーツ等を通した社会参加の機会確保

障害のある人が生きがいを持って社会参加するために、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォロー等就労を支援する体制を整備するとともに、適正な賃金の確保に向けた関係機関の取組を支援します。

また、自分の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動、スポーツ等を行える環境を整備するとともに、当事者の活動や社会参加を促進します。

町の現状・課題	
アンケート結果	・障害があっても働きやすくするために必要なこととして、「通勤手段があること」や「障害のある人が働ける事業所が増えること」を挙げている。 ・仕事をするうえで困ったこととして、「給料、賃金、工賃が少ない」ことを挙げている。 ・大洗町の暮らしにくさの理由として、「障害のある人の働く場所が少ない」「通所できる施設が少ない」が挙げられている。 ・今後実施してみたい余暇活動として、「旅行」が最も多く挙げられており、実施状況と意向の差も大きくなっている。
町の現状・取組・課題	・町内に就労系サービス事業所（就労移行、就労継続支援）がないため、近隣市町村に依存している。 ・希望する障害福祉サービス事業所に十分な送迎サービスがなく、また、公共交通機関がないことから、通所できないことがある。 ・地域活動支援センターの利用者が減少しており、一層の利用促進が求められている。

（１）就労支援体制の構築

■施策の展開と方向

ハローワークを中心として関係機関と各事業所が連携し、啓発活動や職場開拓、職場訓練、就労中の支援、定着支援、離職後の支援等障害のある人の就労に関して連続した支援に努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
啓発、広報活動の実施	ハローワーク等との連携を通じ、障害のある人の就労支援に関して一般企業や住民の理解と協力を得られるように努めます。

施策・事業名	事業内容
就労支援の充実	働く意欲のある障害のある人に対し、就労相談等を通じて本人の希望や適性、能力に応じた就労を支援するために、いばらき就職支援センターやハローワーク等が実施する就労支援に関する周知を行います。 また、関係機関が連携して就労支援に取り組むネットワークづくりを進めます。
就労移行支援の充実	一般企業への就労を希望している人に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の充実に努めます。

(2) 福祉的就労の確保

■ 施策の展開と方向

企業での就労が困難な障害のある人の就労の場や日中活動の場を確保するため、福祉的就労施設の充実に努めます。

■ 具体的な施策

施策・事業名	事業内容
地域活動支援センター事業の充実	大洗町地域活動支援センター「ワークスしおかぜ」の事業や情報提供の充実を図るとともに、販路の拡大、直営販売所整備の促進に努めます。
就労継続支援の充実	一般企業で働くことが困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の充実に努めます。また、町内への送迎サービスの実施に向けて各事業所へ働きかけます。
(再掲) 事業者の参入促進 【新規】	障害福祉サービスの事業者の参入促進に向けて、優良な事業者への支援を行います。
障害者就労施設等からの優先的な物品の調達	町で定める障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、茨城県共同受発注センター等の関係機関と連携しながら、より一層の障害者就労施設等の受注機会の増大に努めます。

（３）スポーツ、文化活動の推進

■施策の展開と方向

文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動を促進し、障害のある人が地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
スポーツ・文化活動の充実	夢town大洗スポーツクラブが実施するニュースポーツ※ ¹⁴ や、その他県が主催するスポーツやレクリエーションへの参加を促進します。 また、大洗健康福祉・長寿まつりや、県が主催して行う「ナイスハートふれあいフェスティバル」等の各種文化活動の情報提供を行い、参加の促進を図ります。
公民館講座等への障害のある人の参加促進	公民館講座や各種研修会、講演会について、障害の有無にかかわらず誰でも参加できるよう配慮し、住民が平等に学べる機会の提供に努めます。

※14 ニュースポーツ：新しく考案されたり、古くから伝統的に行われてきたスポーツを変形・改良したりした軽スポーツの総称。比較的取り組みやすく、人数や年齢体力に合わせてルールを変えられるという特徴がある。

基本目標6．安全、安心で快適な生活環境の確保

障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード、ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

町の現状・課題	
アンケート結果	・災害があった時に困ることとして、「避難所での生活が不安」や「プライバシーが守られない」「一般のトイレが利用できない」等が挙げられている。 ・大洗町の暮らしにくさの理由として、「電車やバス、タクシーが利用しにくい」が最も多くなっている。 ・利用したい福祉制度として、「タクシー利用料の助成」が最も多くなっている。 ・外出するときに困ることとして、「障害者駐車場が少ない、または、利用できない」が最も多くなっている。 ・「道路や建物等の整備」に不満を持つ回答が一定数ある。
町の現状・取組・課題	・一般避難所の出入口やトイレ等がバリアフリー化されていない。 ・障害のある人のための福祉避難所や一般避難所における福祉スペースの不足が予想される。 ・道路や公園、公共施設等がバリアフリー化されていない。

（１）防災、防犯体制の確保

■施策の展開と方向

障害のある人等災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の検討を進めるほか、社会福祉施設との協定を推進し、連携強化を目指します。また、関係機関の連携による防災・防犯体制の強化、障害のある人の防災・防犯意識の高揚等により、障害のある人の生活安全の確保に努めます。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
避難行動要支援者対策の推進	災害発生時に、避難への支援が必要な人へ迅速かつ的確な支援が行えるよう、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を適正に管理更新し、運用に努めます。 また、避難行動要支援者名簿をもとに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、消防や警察等の関係機関と連携し、災害時における障害のある人の安全な避難誘導體制を確立します。

施策・事業名	事業内容
福祉避難所や緊急物資の充実	障害のある人が安心して避難生活を送ることができるよう、障害のある人の意見を聴取した上で、障害の特性に配慮した一般避難所における福祉スペースを確保するとともに、社会福祉施設において福祉避難所※15の整備を推進します。 また、障害のある人が避難所生活において必要とする物資や備品の確保に努めます。
防犯体制の強化	安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するために、地域の障害のある人に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、大洗町防犯連絡協議会との連携を強化し、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。 また、防犯や交通事故防止に向けた情報提供を、障害のある人にも分かりやすい内容や方法で発信します。

(2) 障害のある人にやさしい公共空間の確保

■ 施策の展開と方向

障害特性による社会的障壁（バリア）の違いを把握し、障害のある人が安心して利用できる公共空間を確保するため、バリアフリー化のさらなる推進に努めます。

また、年齢、身体の状態、性別等に関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方を推進していきます。

■ 具体的な施策

施策・事業名	事業内容
快適なまちづくりの推進	既存の公共施設（公共施設を含む）におけるバリアフリー化されていないものについて、関係部署と連携を図りながら、改築や改修の際、可能な限りバリアの除去に資する整備に努めます。
快適な公共空間の推進	大洗サンビーチにおいて障害のある人が安全で快適に海水浴を楽しめることができるようさらなる環境づくりに努めます。
道路環境の整備	障害のある人が、安心して安全に外出することのできるよう、歩道の整備を推進するとともに、放置自転車や不要な看板等通行の妨げとなるものについては、道路管理者と協議し、撤去するよう働きかけ、歩行空間の確保を図ります。

※15 福祉避難所：災害時に、高齢者や障害者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと

(3) 移動手段の確保

■施策の展開と方向

障害のある人の社会参加を促進するために、国、県の制度の活用を進め、さらなる外出支援サービスの充実を図ります。

■具体的な施策

施策・事業名	事業内容
公共交通の活性化と外出支援の充実	公共交通の一体的な活用や活性化策について、関係機関と連携し、検討を進めます。 また、移動支援が必要な障害のある人に対して、移動支援事業やタクシー利用料金の助成等の活用により、医療機関の受診や買い物、社会参加等を含めた外出の支援を行い、地域での自立した生活や余暇活動等への参加を促します。
障害のある人が外出しやすい支援の充実	自立訓練等の活用を促進し、外出する際の困りごと等の相談を受けられるよう、きめ細やかなサポートの充実と周知に努めます。

第4章 第7期大洗町障害福祉計画

第3期大洗町障害児福祉計画

1. 令和8年度までの成果目標

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画や障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下「成果目標」という。）の設定と、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量を見込むことが定められています。

成果目標については、第6期計画に引き続き、次の7つが盛り込まれています。

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（１）施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和４年度末時点の障害福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和８年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

成果目標の考え方

国の指針	○令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行すること。 ○令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減すること。
大洗町の指針	○国の指針等を踏まえ、１人でも多くの障害のある方を地域生活へ移行できるよう関係機関と連携を図る。

第６期（令和３～５年度）実績

項目	目標	実績
令和元年度末時点の施設入所者数（Ａ）	37人	37人
令和５年度末までの地域移行者数 （カッコ内は国の指針）	2人	0人
	5.4% (6.0%)	0%
令和５年度末時点の施設入所者数（Ｂ）	36人	38人
施設入所者の削減（Ｂ－Ａ） （カッコ内は国の指針）	－1人	＋1人
	2.7% (1.6%)	－%

第７期（令和６～８年度）成果目標

項目	目標
令和４年度末時点の施設入所者数（Ａ）	36人
地域生活移行者数 （カッコ内は国の指針）	3人
	8.3% (6.0%)
令和８年度末時点の施設入所者数（Ｂ）	34人
施設入所者の削減（Ｂ－Ａ） （カッコ内は国の指針）	－2人
	5.6% (5.0%)

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

成果目標の考え方

国の指針	○都道府県に対して、目標を設定している。
大洗町の指針	○地域での保健・医療・福祉等の関係者による「協議の場」を設置し、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築していく。

第 7 期（令和 6～8 年度）成果目標

項目	実績	目標		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場の開催回数	0 回	1 回	2 回	2 回
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場への関係者の参加者数	0 回	10 人	20 人	20 人
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0 回	1 回	1 回	1 回

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点を整備し、拠点の充実を図るため運用状況を検証し検討すること、また、強度行動障害※16の支援ニーズや支援体制の整備を検討することを基本とします。

成果目標の考え方

国の指針	○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めること。 ○年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証し、検討を行うこと。 ○強度行動障害を有する方の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。
大洗町の指針	○国の指針等を踏まえ、町内や近隣市町の事業所と調整を図り、支援拠点等の整備を目指すとともに、強度行動障害の支援ニーズの把握や支援体制の整備を検討する。

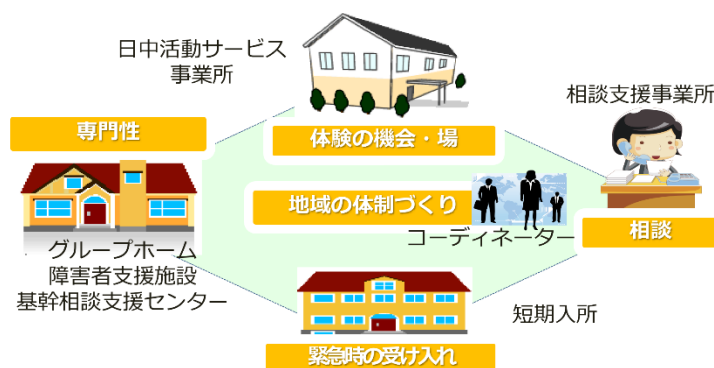
第7期（令和6～8年度）成果目標

項目	令和5年度末の実績	目標
地域生活支援拠点等の整備	未整備	令和8年度末までに面的整備型により整備する。
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築		基幹相談支援センターの設置後に検討する。
強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握、支援体制の整備		町または圏域により整備を検討する。

地域生活支援拠点等に必要とされる5つの機能

1. 相談
地域移行、親からの独立など
2. 体験の機会・場
ひとり暮らし、グループホーム
3. 緊急時の受入れ・対応
短期入所の利便性・対応力向上など
4. 専門性
人材確保・養成・連携など
5. 地域の体制づくり
拠点、コーディネーターの配置など

●地域生活支援拠点（面的整備型）の整備イメージ （厚生労働省資料）



※16 強度行動障害：環境への著しい不適応状態による、激しい不安・興奮・混乱などにより、高い頻度と強い程度の行動障害を示し、通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合をさす。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の利用を通じて、令和８年度までに一般就労に移行する人の目標値を設定します。

成果目標の考え方

国の指針	○一般就労への移行者数を令和３年度実績の 1.28 倍以上とすること。 ○就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和３年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上及び概ね 1.28 倍以上を目指すこと。 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した方の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすること。 ○就労定着支援事業の利用者数については、令和３年度実績の 1.41 倍以上とすること。 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上の事業所を全体の 25%以上とすること。
大洗町の指針	○国の指針等を踏まえ、１人でも多くの障害のある方を福祉施設から一般就労へ移行できるよう関係機関と連携を図る。

第６期（令和３～５年度）実績

項目	合計	(内訳)		
		就労移行 支援事業	就労継続支援 Ａ型事業	就労継続支援 Ｂ型事業
令和元年度中に右の事業を利用して、一般就労に移行した数（Ａ）	２人	２人	０人	０人
【実績】令和５年度中に右の事業を利用して、一般就労に移行した数（Ｂ）	１人	０人	１人	０人
【Ｂ／Ａ】 （カッコ内は国の指針）	0.5 倍 (1.27倍)	一倍 (1.30倍)	一倍 (1.26倍)	一倍 (1.23倍)

項目	数値
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	— (町内に事業所がないため設定しない。)
令和５年度における就労定着支援事業の利用者数	１人
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上の事業所	— (町内に事業所がないため設定しない。)

第 7 期（令和 6～8 年度）成果目標

項目	合計	(内訳)		
		就労移行 支援事業	就労継続支援 A 型事業	就労継続支援 B 型事業
令和 4 年度中に右の事業を利用して、一般就労に移行した数（A）	1 人	0 人	1 人	0 人
【目標】令和 8 年度中に右の事業を利用して、一般就労に移行した数（B）	2 人	0 人	2 人	0 人
【B/A】 （カッコ内は国の指針）	2 倍 (1.28 倍)	一倍 (1.31 倍)	2 倍 (1.29 倍)	一倍 (1.28 倍)

項目	数値
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	— (町内に事業所がないため設定しない。)
令和 3 年度末時点の就労定着支援事業の利用者数（C）	1 人
【目標】令和 8 年度末時点の就労定着支援事業の利用者数（D）（カッコ内は国の指針）	2 人
	【D/C】 2.0 倍 (1.41 倍)
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上の事業所	— (町内に事業所がないため設定しない。)

（５）障害児支援の提供体制の整備等

障害児を支援する体制を確保するため、児童発達支援センターの設置をはじめ、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を確保することを基本とします。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県医療的ケア児支援センターと連携を深め、関係機関等が連携を図るための「協議の場」を設置するとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

成果目標の考え方

国の指針	○児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置すること。 ○児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン※¹⁷）を推進する体制を構築すること。 ○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置すること。 ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。
大洗町の指針	○国の指針等を踏まえ、児童発達支援センターの設置に努めるとともに、県医療的ケア児支援センター等の関係機関と連携し、医療的ケア児の支援体制の確立に努める。

第7期（令和6～8年度）成果目標

項目	令和5年度 末の実績	目標
児童発達支援センターの設置	未設置	令和8年度末までに圏域内に設置する。
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築		障害児の地域社会への参加・包容についての啓発、機会づくりの支援を行う。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置	未設置	圏域における設置を検討する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置	地域自立支援協議会内に必要な部会を設置する。
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	未設置	圏域における設置を検討する。

※17 インクルージョン：「包み込む」という意味で、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障することを示している。

（６）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

成果目標の考え方

国の指針	○各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）すること。 ○基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。 ○地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発や改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。
大洗町の指針	○国の指針等を踏まえ、基幹相談支援センターの設置を目指すとともに、一般相談支援や計画相談支援を担う相談支援専門員の人材育成や関係機関とのネットワーク構築等相談支援体制の強化に向けた取組を推進する。

第 7 期（令和 6～8 年度）成果目標

項目	令和 5 年度 末の実績	目標
基幹相談支援センターの設置	未設置	令和 8 年度末までに町内に設置する。
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保		基幹相談支援センター設置後に、相談支援事業者に対し専門的な指導や助言、人材育成等を図る。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発や改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保		地域自立支援協議会に必要な部会を設置する。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、事業者が利用者に対して真に必要なとするサービスを適切に提供することがより一層求められていることから、令和８年度末までに障害福祉サービス等の質の向上を図ることを基本とします。

成果目標の考え方

国の指針	○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること。
大洗町の指針	○国の指針等を踏まえ、障害福祉サービス等に係る各種研修等への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有を図る。

第７期（令和６～８年度）成果目標

項目	令和５年度 末の実績	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修等への町職員の参加	毎年２人	引き続き参加する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有	未実施	令和８年度末までに年１回実施

2. 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 訪問系サービス

➤ 施策の方針

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

➤ 算出の方法

居宅介護については、利用者は微増と見込みますが、障害の重度化により1人あたりの利用時間増加を見込みます。その他のサービスについては、横ばいで推移すると見込みます。

➤ サービスの概要

サービスの名称	サービスの概要
居宅介護	自宅での入浴や排泄、食事や通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由（常に介護が必要）のある人に、自宅での入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に必要な介助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難な常に介護が必要な人に、行動時必要な介助や外出時の移動中の介助等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な重度の障害のある人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

➤ 実績値と計画値

サービスの名称	単位 ※	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間	245	229	249	252	255	258
	人数	25	22	23	25	25	26
重度訪問介護	時間	1	0	0	100	100	100
	人数	1	0	0	1	1	1
同行援護	時間	24	20	20	20	20	20
	人数	6	5	4	4	4	4
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

※時間：1月あたりの平均利用時間、人数：1月あたりの平均利用人数

（２）日中活動系サービス（日常的支援、自立支援）

➤ 施策の方針

新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者数や利用時間の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進する等、提供体制の充実を図ります。

➤ 算出の方法

日常生活の維持や向上や地域生活への移行希望等のニーズを勘案し、いずれのサービスも利用者の微増を見込みます。

➤ サービスの概要

サービスの名称	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中活動の場を提供するとともに、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
宿泊型自立訓練	夜間や休日に、家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談等の支援を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	障害のある人に、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を一定期間提供します。
自立訓練 （生活訓練）	障害のある人に、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を一定期間提供します。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供します。
短期入所	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な人に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供します。

➤ 実績値と計画値

サービスの名称	単位 ※	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	日数	1,275	1,254	1,316	1,338	1,360	1,382
	人数	67	66	64	70	72	73
宿泊型自立訓練	日数	0	17	30	30	30	30
	人数	0	1	1	1	1	1
自立訓練（機能訓練）	日数	0	4	11	11	11	11
	人数	0	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	日数	86	67	93	100	107	116
	人数	6	5	8	8	9	9
療養介護	人数	0	0	0	1	1	1
短期入所	日数	72	77	103	117	131	145
	人数	7	7	10	11	12	14

※日数：1月あたりの延べ利用日数、人数：1月あたりの平均利用人数

（３）日中活動系サービス（就労支援）

➤ 施策の方針

新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者数や利用時間の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進する等、提供体制の充実を図ります。

➤ 算出の方法

一般企業での就労や福祉的就労を推進するため、いずれのサービスも利用者の増加を見込みます。

➤ サービスの概要

サービスの名称	サービスの概要
就労移行支援	一般企業への就労を目指す障害のある人に、必要な知識や能力を向上するための就労訓練の提供や就職活動の支援を行います。
就労選択支援	障害のある人が、希望や能力、適性に合った仕事を探したり、支援機関を探したりできるよう支援します。（令和7年10月～開始予定）
就労継続支援（A型）	一般企業に就労することが困難な障害のある人に、雇用契約を結んだ上で就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力を向上するために必要な支援を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力等の理由により一般企業等で雇用契約を結んで働くことが困難な障害のある人に、生産活動や就労訓練の機会を提供し、就労に必要な知識や能力を向上するために必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業に就労した人で、就労面や生活面で課題が生じている人等に、課題解決に向けて企業や関係機関等との連絡調整、必要な指導や助言等の支援を行います。

➤ 実績値と計画値

サービスの名称	単位 ※	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労移行支援	日数	239	200	215	233	241	249
	人数	12	12	14	14	15	15
就労選択支援	人数					1	1
就労継続支援（A型）	日数	225	174	197	200	203	206
	人数	13	10	11	12	12	12
就労継続支援（B型）	日数	612	565	686	705	724	743
	人数	33	32	38	39	40	41
就労定着支援	人数	1	1	1	1	1	1

※日数：1月あたりの延べ利用日数、人数：1月あたりの平均利用人数

（４）居住系サービス

➤ 施策の方針

一人ひとりの障害の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホームや入所施設の必要量を見込み、サービス提供事業者と協力して、障害のある人の住まいの確保に努めます。

➤ 算出の方法

介護する家族等の高齢化により施設入所のニーズは高まることが予想されますが、自立訓練等を通じてグループホームや一般住宅等への移行を図り、施設入所者の縮減に努めます。

➤ サービスの概要

サービスの名称	サービスの概要
共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供します。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、入浴、排泄、食事の介護等、その他日常生活に必要な支援を提供します。
自立生活援助	障害のある人が施設を退所しひとり暮らしを始めた時に、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化等についての確認の他、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

➤ 実績値と計画値

サービスの名称	単位 ※	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	人数	28	33	34	38	42	46
（うち、精神障害者）	人数	14	18	19	20	23	25
自立生活援助	人数	0	0	0	0	1	1
施設入所支援	人数	36	36	38	38	36	34

※人数：1月あたりの平均利用人数

(5) 相談支援サービス

➤ 施策の方針

相談支援は、「指定特定相談支援」と「指定一般相談支援」から構成されます。「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の参入促進や相談支援専門員の資質向上に取り組みます。また、地域相談支援体制の整備を図ります。

➤ 算出の方法

障害福祉サービスの利用者は年々増加していることから、計画相談支援については、利用者の増加が見込まれます。また、地域移行支援や地域定着支援については、障害のある人が地域での生活を送るために重要な役割を担うものであるため、毎年1人を見込みます。

➤ サービスの概要

サービスの名称	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスの利用の開始や継続に際して、利用者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者や入院患者等を対象の住居の確保や、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしをする障害のある人と常時の連絡体制を確保し、緊急の事態の相談支援等を行います。

➤ 実績値と計画値

サービスの名称	単位 ※	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人数	43	41	49	53	57	61
地域移行支援	人数	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人数	0	0	0	1	1	1

※人数：1月あたりの平均利用人数

(6) 発達障害者等に対する支援

➤ 施策の方針

発達障害のある人を早期に発見し対応するために、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害のある人とその家族等に対する支援体制を確保していきます。

➤ 算出の方法

関係課や関係機関と連携し、発達障害のある人やその保護者等のニーズを把握し、それぞれの実施に向けて検討していきます。

➤ 実績値と計画値

サービスの名称	単位	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニング※18 やペアレントプログラム※19 等の受講者数	人数	—	—	—	0	0	1
ペアレントメンター※20の 人数	人数	—	—	—	0	0	1
ピアサポート※21の活動への 参加人数	人数	—	—	—	0	0	1

※18 ペアレントトレーニング：子どもの行動変容を目的として、保護者等に対する子どもへの具体的な養育スキルの習得や専門家による療育トレーニングのこと

※19 ペアレントプログラム：育児への不安や仲間関係を築くことに困っている保護者に対して、地域の支援者（保育士、事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラムのこと

※20 ペアレントメンター：自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者等のこと

※21 ピアサポート：同じような悩みや経験を持つ人たちがお互いを支え合う活動

3. 障害児通所支援等の見込み量と確保方策

(1) 障害児通所支援

➤ 施策の方針

障害のある子どもが専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう、子育て・保育・教育・福祉分野等の連携を図り、サービス提供体制の整備に努めます。

➤ 算出の方法

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、住民のニーズが高いことから、今後も利用者の増加を見込みます。その他のサービスについては、これまでの利用は少ないものの、事業者の確保を図り、利用を見込みます。

➤ サービスの概要

サービスの名称	サービスの概要
児童発達支援	障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが、保育所等での集団生活に対応することができるよう、障害のある子どもの身体や精神の状況、その置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

➤ 実績値と計画値

サービスの名称	単位 ※	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	日数	87	116	116	126	137	148
	人数	10	14	14	15	16	17
放課後等デイサービス	日数	256	367	471	500	520	528
	人数	21	34	42	45	47	48
保育所等訪問支援	日数	1	0	1	1	1	1
	人数	1	0	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	日数	0	0	0	0	0	1
	人数	0	0	0	0	0	1

※日数：1月あたりの延べ利用日数、人数：1月あたりの平均利用人数

(2) 障害児相談支援

➤ 施策の方針

障害児通所支援の利用を希望する障害のある子どもが、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう、引き続き障害児相談支援を実施していきます。

また、指定障害児相談支援事業所の参入促進や相談支援専門員の資質向上に取り組みます。

➤ 算出の方法

障害児通所支援の利用者は年々増加していることから、障害児相談支援については、利用者の増加が見込まれます。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置とともに検討していきます。

➤ サービスの概要

サービスの名称	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害のある子どもに対し、障害児通所支援の利用計画を作成します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

➤ 実績値と計画値

サービスの名称	単位 ※	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児相談支援	人数	9	9	12	14	16	18

※人数：1月あたりの平均利用人数

項目	単位	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療的ケア児を支援する コーディネーターの配置人数	人数	0	0	0	0	0	1

4. 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態により実施するものです。

地域で生活する障害のある人のニーズは多種多様であるため、それらのニーズに可能な限り対応できるよう地域生活支援事業を展開していきます。

（１）地域生活支援事業（必須事業）

➤ 施策の方針

地域生活支援事業のうち必須事業は、障害のある人の生活を支援するための事業であり、10の事業が定められています。

事業の実施にあたっては、関係機関と連携し、積極的な情報発信により利用促進を図ります。

➤ 算出の方法

各事業の充実や情報の周知を図り、一定の利用を見込みます。

➤ 事業の概要

事業の名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	日常生活や社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、住民に対して、障害や障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発等を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な交流活動を支援します。
相談支援事業	障害のある人やその家族からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障害や精神障害により判断能力が不十分な人の権利擁護のため、成年後見制度の利用に係る申立を支援するとともに、必要に応じて申立て支援や費用助成、成年後見人等への報酬助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	水戸市を中心とした県央地域の9市町村と連携し、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能または音声機能の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、意思疎通を支援します。

事業の名称	事業の概要	
日常生活用具給付事業	障害のある人等に対し、介護・訓練支援用具等の用具を給付し、日常生活がより円滑に行われるよう支援します。 また、給付品目の選定にあたっては、公益財団法人テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」を活用するとともに、近隣市町村の給付状況や利用者のニーズ等を踏まえて、用具の見直しを行います。	
	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、入浴担架、移動用リフト等
	自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
	在宅療養等支援用具	透析液加温器、吸入器、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、発動発電機、視覚障害者用体温計等
	情報・意思疎通支援用具	点字器、点字図書、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用電池、人工喉頭等
	排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。	
移動支援事業	屋外での移動が困難な人の自立や社会参加を助けるために、外出する時の移動を支援します。	
地域活動支援センター	近隣市町と連携し、創作的活動や生産的活動の機会をはじめ、社会との交流の促進等を図る場を提供します。	
	I 型	専門職を配置し、医療や福祉、地域の社会基盤との連携強化のための調整、社会との交流、地域の住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発を行います。
	II 型	地域において就労が困難な障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴や食事、レクリエーション等のサービスを実施します。
	III 型	I 型、II 型以外のもの。創作的活動、生産的活動の機会の提供、社会との交流促進を図れるよう支援します。

➤ 実績値と計画値

事業の名称			実績値		(見込)	計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業			有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業			無	無	無	無	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
		件数	4	13	39	40	40	40
	基幹相談支援センター		無	無	無	無	無	有
	住宅入居等支援事業		無	無	無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		人数	0	0	0	2	2	2
成年後見制度			有	有	有	有	有	有
法人後見支援事業		人数	0	0	0	1	1	1
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	件数	0	0	1	1	1	1
	要約筆記者派遣	件数	0	0	0	0	0	1
	手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	1
	重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人	0	0	0	0	0	1
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件数	2	0	5	5	5	5
	自立生活支援用具	件数	0	3	5	6	7	8
	在宅療養等支援用具	件数	2	1	7	7	7	8
	情報・意思疎通支援用具	件数	2	8	14	16	18	20
	排泄管理支援用具	件数	338	335	335	335	335	335
	居宅生活動作補助用具	件数	1	0	2	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了人数)		人	0	0	0	0	0	1
移動支援事業		時間	185	216	213	222	231	242
		人数	8	11	11	12	12	13
地域活動支援センター事業	Ⅰ型	か所	2	2	2	2	2	2
		人数	13	13	13	13	13	13
	Ⅱ型	か所	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0
	Ⅲ型	か所	1	1	1	1	1	1
		人数	7	7	7	7	7	7

※件数：1年あたりの延べ利用件数、人数：1年あたりの平均利用人数

(2) 任意事業の推進

➤ 施策の方針

地域生活支援事業のうち任意事業は、障害のある人の生活を支援する上で必要になる事業を、市町村の判断により実施するものです。

事業の実施にあたっては、関係機関と連携し、積極的な情報発信により利用促進を図るとともに、障害のある人のニーズに応じ、新たな事業を検討していきます。

➤ 算出の方法

日中一時支援事業については、増加傾向にあることから、利用者の増加を見込みます。その他の事業については、一定の利用を見込みます。

➤ 事業の概要

事業の名称	事業の概要
訪問入浴サービス事業	自宅で入浴することが困難な人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援や一時的な介護負担の軽減を図るため、障害のある人の日中の場を提供します。
自動車運転免許取得助成事業	就労等により自動車運転免許が必要な人に対し、自動車運転免許を取得するための費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	障害のある人自らが就労等に使用する自動車について、操向装置や駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。
声の広報事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、広報紙を音声により提供します。

➤ 実績値と計画値

事業の名称	単位 ※	実績値		(見込)	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	回数	200	143	189	250	300	300
	人数	3	3	4	4	4	4
日中一時支援事業	回数	942	1,372	1,671	1,820	1,969	2,128
	人数	18	29	36	40	43	47
自動車運転免許取得助成事業	件数	1	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	件数	0	0	0	1	1	1
声の広報事業	人数	5	4	4	5	6	7

※回数：1年あたりの延べ利用回数、人数：1年あたりの平均利用人数、件数：1年あたりの延べ利用件数

資料編

大洗町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定し，障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため，大洗町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害者等を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者等のための行政の役割及び総合的な福祉施策の在り方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，障害者計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は，10人以内とし，町長が委嘱し，又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は，第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，副町長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き，委員の互選により定める。

3 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集し，その議長となる。

2 会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

4 委員長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見若しくは説明を聴き，又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は，平成23年12月16日から施行する。

附 則(平成26年11月26日告示第50号)

この告示は，告示の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日告示第43号)

この告示は，平成27年12月28日から施行する。

附 則(令和2年3月18日告示第15号)

この告示は，令和2年4月1日から施行する。

大洗町障害者計画等策定委員会委員名簿

■委員

役職名	氏 名	所 属
委員長	関 清一	大洗町 副町長
副委員長	宮崎 和夫	大洗町民生委員児童委員協議会 会長
委員	松浦 伸介	大洗町身体障害者福祉の会 会長 大洗町身体障害者相談員
委員	黒沢 紀子	大洗町手をつなぐ親と子の会 会長 大洗町知的障害者相談員
委員	飯田 英樹	大洗町議会 議長
委員	伊藤 和義	(福)勇成会 ありすの杜 施設長
委員	鈴木 愛子	(福)はまぎくの会 地域活動支援センターふわり 管理者
委員	小野瀬寛子	(株)サシノベルテ こどもサークル大洗 管理者
委員	小林 健	大洗町社会福祉協議会 事務局長 大洗町社会福祉協議会相談支援事業所 管理者
委員	水口 進	大洗町教育センター 副センター長（臨床心理士）

■オブザーバー（設置要綱第 6 条第 4 項に規定する「委員以外の者」）

氏 名	所 属
佐藤 邦夫	大洗町 こども課長
本城 正幸	大洗町 健康増進課長

■事務局

氏 名	所 属
小林 美弥	大洗町 福祉課長
関根 智樹	大洗町福祉課 社会福祉係長
軍司友里恵	大洗町福祉課 社会福祉係 主任

第4期大洗町障害者計画
第7期大洗町障害福祉計画
第3期大洗町障害児福祉計画

発 行／大洗町

発行日／令和6年3月

編 集／大洗町福祉課

〒311-1392

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

電 話 029-267-5111

FAX 029-264-5012